

第1章

第2期柏市こどもの貧困対策推進計画

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

令和4年国民生活基礎調査に基づき発表された、令和3年の全国のこどもの貧困率は11.5%となっており、およそ8～9人に1人のこどもが平均的な生活水準の半分未満で暮らす「相対的貧困」の状態にあるとされています。

また、子育てに関する不安感や地域社会における子育て家庭の孤立などを背景に、DVや疾病、虐待等の経済面以外の問題や、家庭環境の格差による世代間の貧困の連鎖なども大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、国は、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「同法」という。）を施行し、これを受けて同年8月には、こどもの貧困対策についての基本的な方針や重点施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「同大綱」という。）が閣議決定されました。その後、同法、同大綱ともに改正、改定を経て、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されたほか、令和6年6月には、同法の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められました。改正後の法律では、その目的及び基本理念において、解消すべきこどもの貧困を具体化するとともに、支援や施策のさらなる体制強化を目指しています。

柏市においては、こどもの貧困対策計画をさらに推進していくため、第1期計画の見直しを行い、「第2期柏市こどもの貧困対策推進計画」（以下「本計画」という。）（令和7年度～令和11年度）を策定しました。本計画では、第1期計画における基本目標や基本施策に基づく取り組みを踏まえつつ、すべてのこどもが、家庭の環境や経済的な状況に関わらず、等しく健やかに成長し、社会から孤立することなく安心して日常生活を送ることができるよう、こどもを第一に考えた様々な施策を総合的に推進していきます。

こどもの貧困率

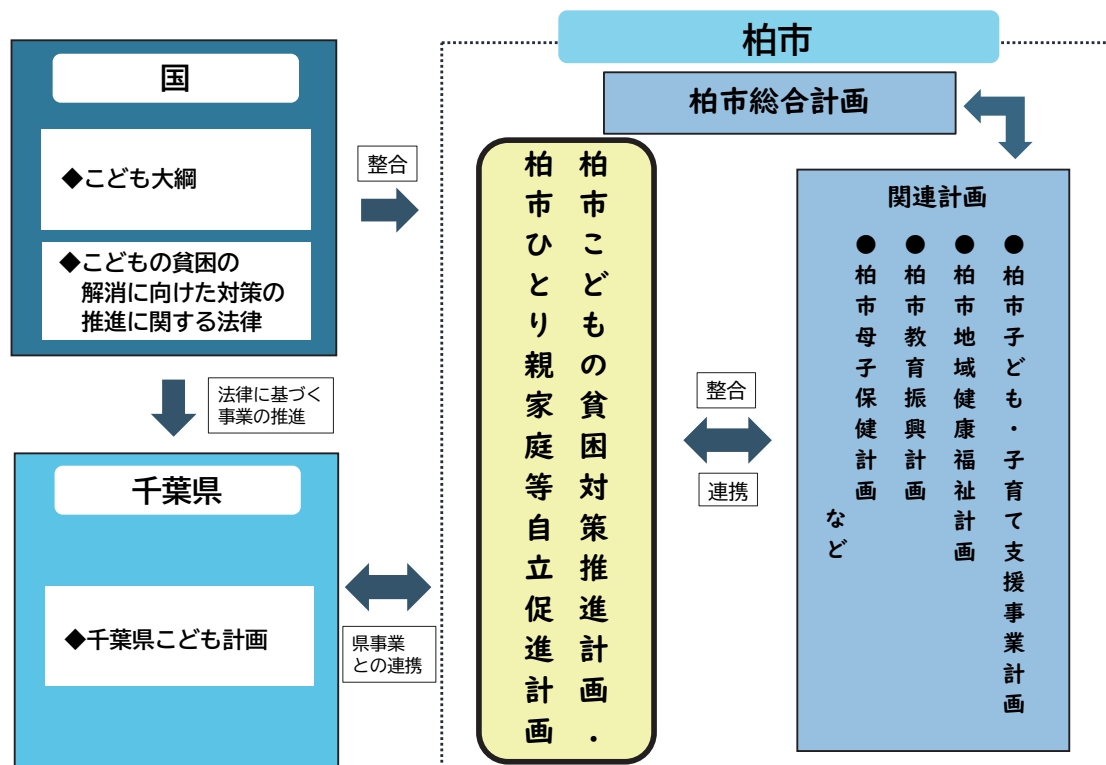
厚生労働省が実施している「国民生活基礎調査」の結果により算出されるこどもの貧困率は、17歳以下のこども全体に占める、等価可処分所得^{※1}が貧困線^{※2}に満たないこどもの割合とされています。

※1 等価可処分所得＝世帯の収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を、世帯人員の平方根で割って調整した金額

※2 貧困線＝国民生活基礎調査のデータを用いて、等価可処分所得を順に並べて算出した中央値の半分の金額

(2) 計画の位置付けと関連計画

本計画は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項の規定に基づく市町村計画とします。また、「柏市総合計画」のうち、主にこども及びその保護者を対象とする取り組みに関する部門計画のひとつとして位置付けます。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、法律や大綱の見直しの動向を踏まえるとともに、各施策の実施状況及び成果を見極めた上で、必要に応じ計画の見直しを行い、令和11年度以降も継続的にこどもの貧困対策に取り組んでいきます。

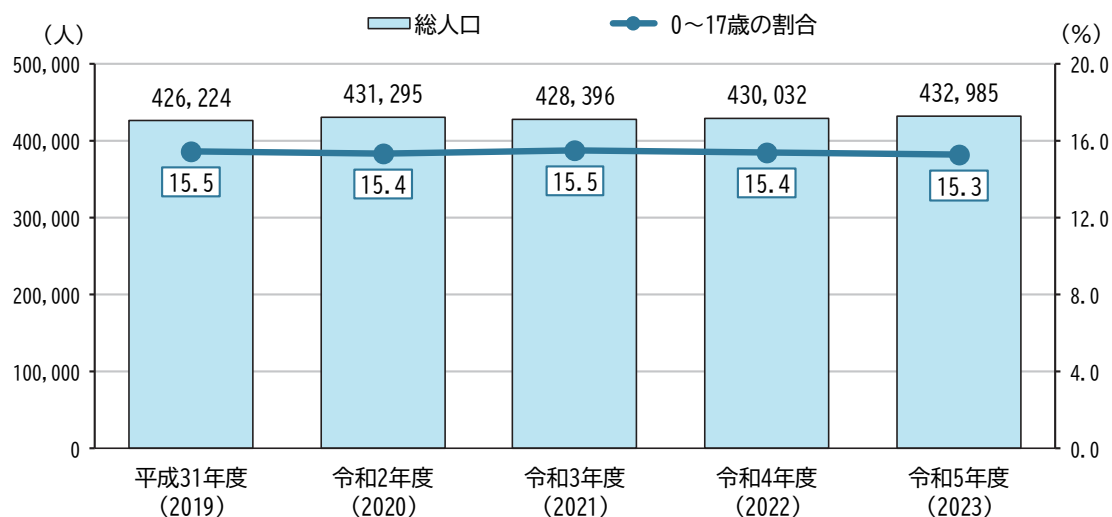
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
柏市子ども・ 子育て支援 事業計画	第2期計画期間				柏市子ども・子育て支援事業計画（第3期計画期間）				
柏市こどもの 貧困対策 推進計画	第1期 計画期間	コロナウイルス等の影響により延長			柏市こどもの貧困対策推進計画（第2期計画期間）・ 柏市ひとり親家庭等自立促進計画（第4期計画期間）				
柏市ひとり 親家庭等自 立促進計画	第3期計画期間								

2 柏市の現状と取り組み

(1) 柏市における子育て家庭等の状況

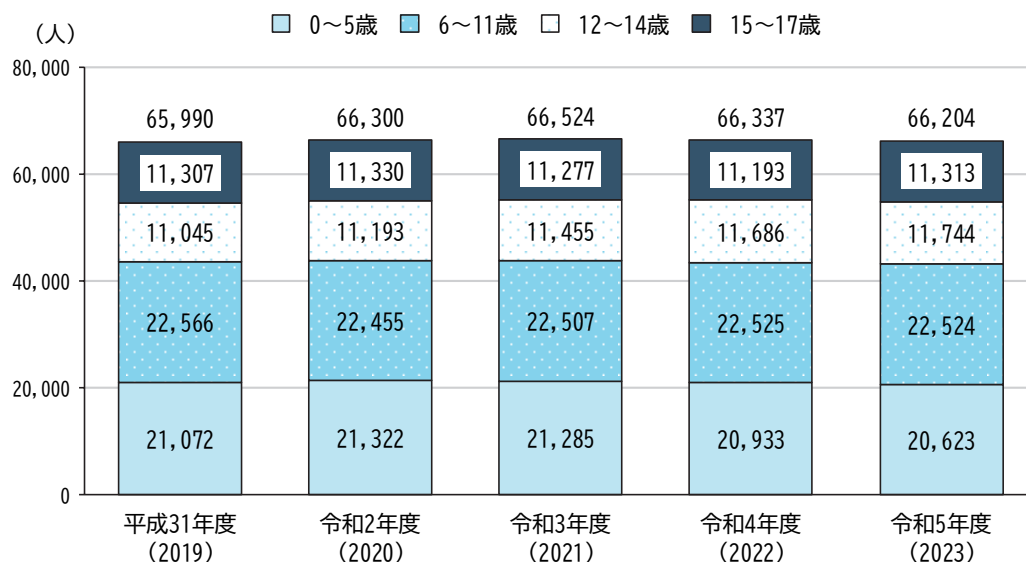
1. 柏市の人口推移の状況

◆総人口の推移の状況



※出典：常住人口、住民基本台帳

◆18歳未満児童数の推移の状況



※出典：住民基本台帳

総人口の推移の状況を見ると、年度ごとに差があるものの、おおむね増加傾向となっており、0～17歳の割合は15.4%前後で推移しています。また、18歳未満児童数の推移では、令和3年度まで増加傾向で推移していましたが、令和4年度以降は減少傾向となっています。

(2) 柏市における支援等の状況

1. 生活保護受給世帯の状況

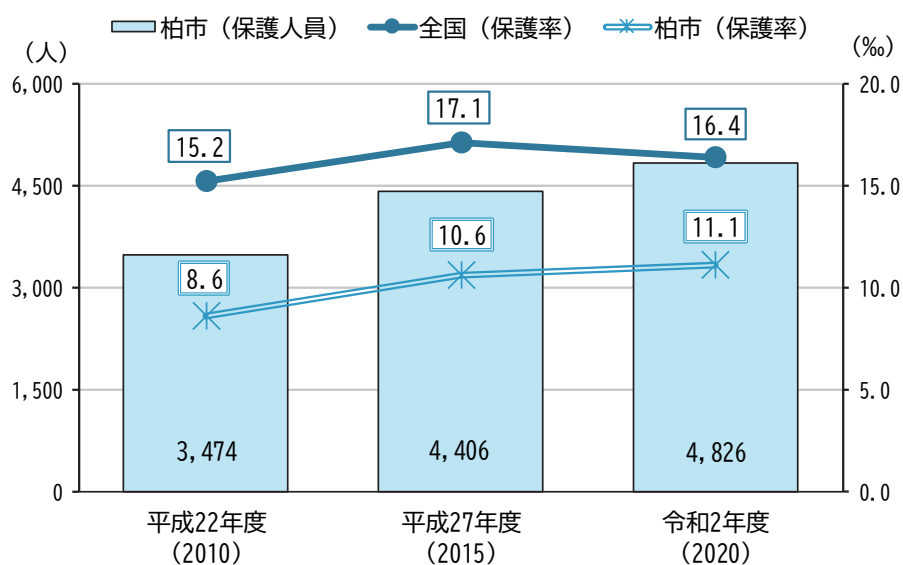
◆生活保護の状況

区分		平成22年度	平成27年度	令和2年度
保護率 (%)	全国	15.2	17.1	16.4
	千葉県	10.8	13.5	13.9
	柏市	8.6	10.6	11.1
保護人員 (人)	全国	1,952,063	2,164,154	2,053,268
	千葉県	66,879	83,781	87,392
	柏市	3,474	4,406	4,826
世帯数 (柏市)	高齢者	1,050(41.4%)	1,608(49.2%)	1,997(52.2%)
	母子	208(8.2%)	208(6.4%)	156(4.1%)
	傷病・障がい	1,042(41.1%)	997(30.5%)	1,045(27.3%)
	その他	234(9.2%)	453(13.9%)	629(16.4%)
	合計	2,534(100%)	3,266(100%)	3,827(100%)
	保護費(千円)	6,334,374	7,597,108	8,531,585

※各年度末現在

※出典：柏市生活支援課

◆生活保護人員及び保護率

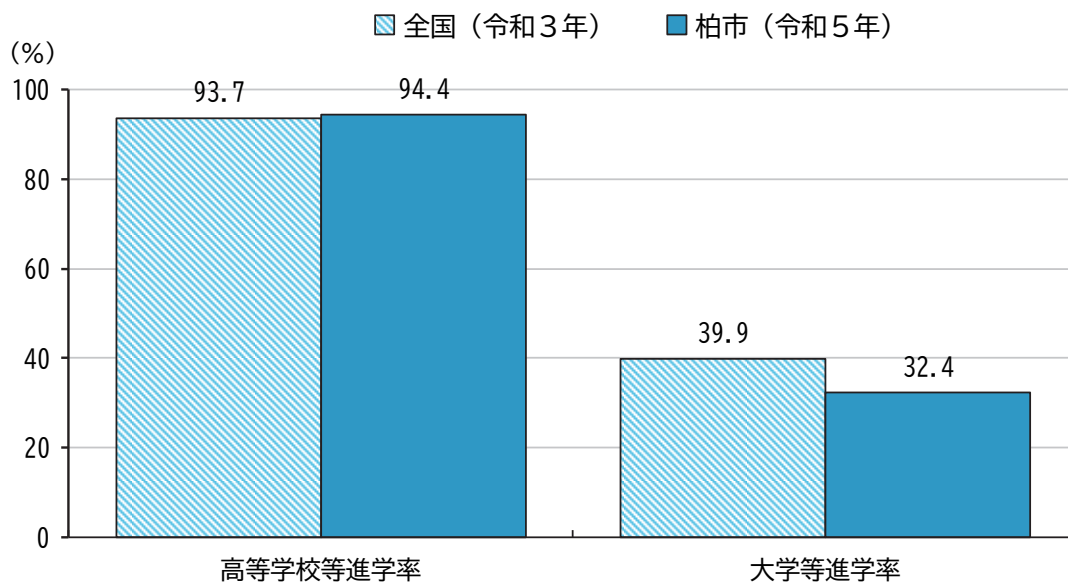


※出典：柏市生活支援課

生活保護の状況を見ると、全国では保護率、保護人員ともに平成22年度から多少の変動は見られるものの増加傾向となっており、千葉県と柏市でも年々増加傾向となっています。

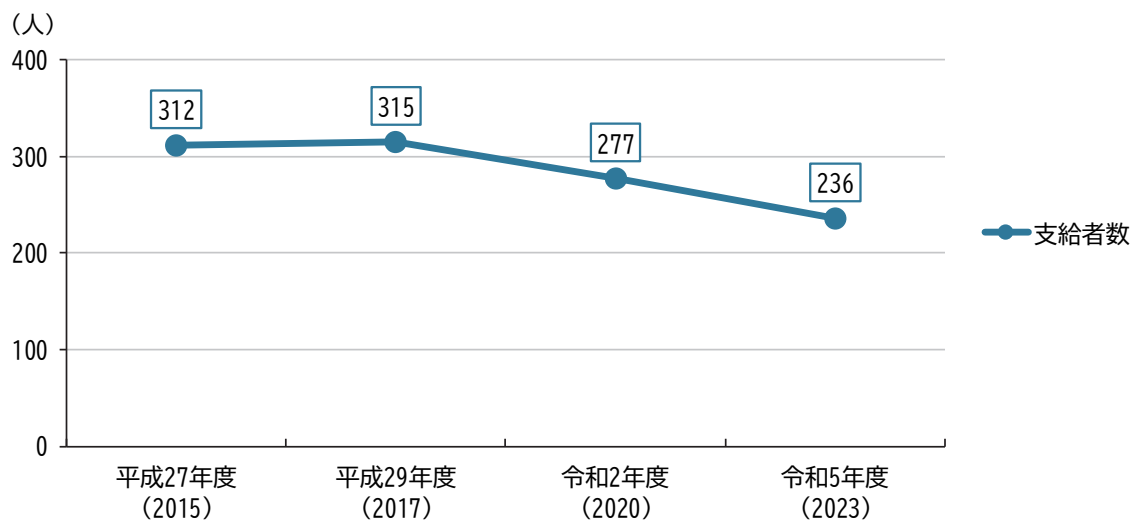
柏市の世帯別の内訳では、平成22年からの10年間で、高齢者世帯の割合が10.8%増加しており、合計の半数以上を占めています。

◆生活保護世帯の進学率



※出典：柏市生活支援課

◆教育扶助人員の推移



※出典：柏市生活支援課

生活保護世帯のこどもの進学率は、全国と比較すると、柏市で高等学校等進学率が、0.7%高く、大学等進学率は7.5%低くなっています。

柏市の生活保護受給世帯のうち、教育扶助（義務教育に必要な学用品費等の援助）を受けている小・中学生の人数は、平成27年度からの8年間で76人減少しており、令和5年度では236人となっています。また、平成29年度以降は、3年ごとに40人近く減少している傾向にあります。

2. 就学援助受給世帯の状況

◆就学援助受給者数及び受給率

(単位：人)

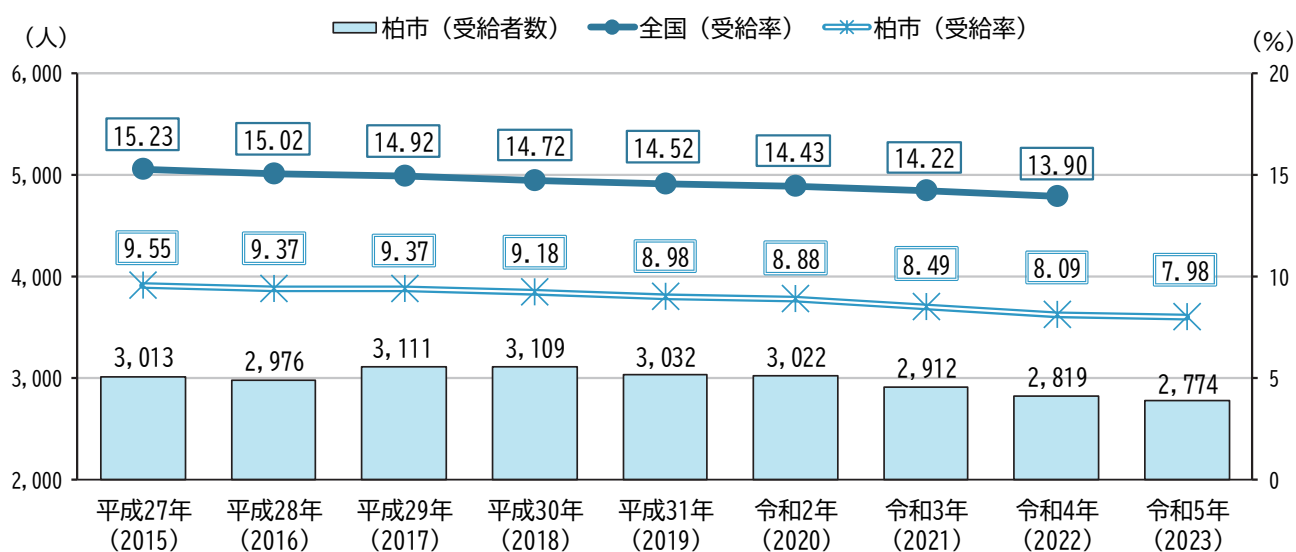
	公立小中学校 在籍者数	要保護及び準要保護児童生徒			就学援助率 (%)
		うち要保護	うち準要保護	計	
全国（令和4年）	9,043,332	84,881	1,172,422	1,257,303	13.90
柏市（令和5年）	32,486	63	2,718	2,774	7.98

※出典：文部科学省「令和5年就学援助実施状況等調査」、柏市学校教育課

※柏市の要保護及び準要保護児童生徒には未就学児を含むが、就学援助率には含まない

※要保護及び準要保護児童生徒の合計人数は、年度内に要保護から準要保護に、若しくは準要保護から要保護に移行した重複児童生徒7名を削除して計上

◆就学援助受給者数・受給率の推移



※出典：文部科学省「令和5年就学援助実施状況等調査」、柏市学校教育課

就学援助は、経済的理由により、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費、通学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助するものです。

柏市の就学援助受給者数は、年度によって変動はあるものの、平成29年以降は減少傾向がみられます。受給率は、全国、柏市ともに減少傾向であり、柏市では、全国に比べて5.81%低い値となっています。

3. 児童扶養手当受給世帯の状況

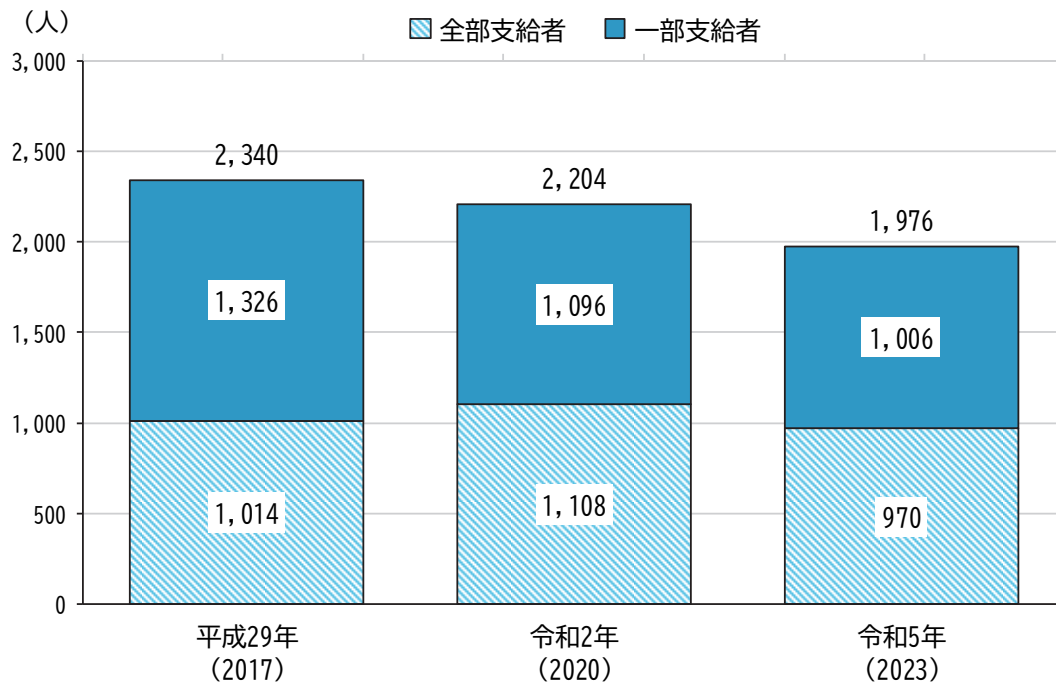
◆児童扶養手当受給世帯数及び内訳

(単位：人)

		平成29年	令和2年	令和5年
全部支給者		1,014	1,108	970
一部支給者		1,326	1,096	1,006
内訳	離婚	1,993	1,880	1,670
	死別	35	33	24
	未婚	222	213	210
	その他	90	78	72
計		2,340	2,204	1,976

※各年12月末時点

◆児童扶養手当受給者数



※出典：柏市こども福祉課

児童扶養手当は、父母の離婚等により児童を養育されているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給するものです。

児童扶養手当の受給者数は、年々減少傾向にあり、令和5年には2,000人を下回っています。また、内訳では、すべての項目で平成29年から受給者の減少がみられます。

(3) これまでの取り組み

① 教育の支援

◆スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合

	令和2年度	令和5年度
小学校	81.0%	95.2%
中学校	100%	100%

◆スクールカウンセラーの配置率

	令和2年度	令和5年度
小学校	35.7%	100%
中学校	100%	100%

◆こどもの生活・学習支援事業（かしわこども未来学習会）

年度	利用人数(率)	対象人数	対象学年
令和元年度	26人(16.1%)	161人	小学4年生、小学5年生
令和2年度	85人(9.3%)	914人	小学4年生～小学6年生
令和3年度	108人(11.1%)	974人	小学4年生～中学1年生
令和4年度	85人(7.4%)	1,154人	小学4年生～中学2年生
令和5年度	72人(9.8%)	1,029人	小学4年生～中学2年生

◆かしわこども未来学習会の出席率・保護者の満足度

年度	出席率	保護者の満足度 ※令和5年度結果
令和元年度	85.0%	・学習会に満足している(95.0%) ・こどもの学力が向上した(60.0%) ・宿題に自分から取り組むようになった(47.0%) ・勉強に関心を持てた(64.0%) ・こどもとの会話が aumentata(54.0%)
令和2年度	82.6%	
令和3年度	76.0%	
令和4年度	78.4%	
令和5年度	76.2%	

◆放課後子ども教室

年度	実施小学校	利用延人数
令和2年度	32校／全42校	14,929人
令和5年度	41校／全42校	35,052人

「スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合」については、小学校の割合が令和2年度に比べ、令和5年度では14.2%増加しています。

スクールカウンセラーの配置では、小学校の配置率が令和5年度に100%を達成し、すべての小中学校でスクールカウンセラーを配置しています。

「こどもの生活・学習支援事業（かしわこども未来学習会）」について、利用人数は令和3年度に100人台まで増加したものの、その後は減少傾向となっています。また、学習会の出席率について、令和3年度以降は70%台で推移しています。

各小学校の地域性を生かした学習中心の居場所となっている「放課後子ども教室」の実施小学校及び利用延べ人数は増加傾向となっています。

② 生活の支援

◆地域子育て支援拠点（はぐはぐひろば）

年度	箇所数	利用者数	相談者数
令和 2 年度	2 か所	25,424 人	1,364 人
令和 5 年度	3 か所	38,312 人	1,095 人

◆母子・父子自立支援員による相談事業

相談内容(延べ件数)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
住 宅	45	41	66	42
医療・健康	88	60	67	70
家庭紛争	376	285	357	432
養 育	207	154	148	149
教 育	155	121	182	258
就 労	410	406	368	426
養育費	71	48	43	57
生活保護	26	17	19	11
児童扶養手当	64	54	62	58
母子父子寡婦福祉資金	143	119	101	170
その他	175	164	208	232
合 計	1,760	1,469	1,621	1,905

◆家庭児童相談

相談内容 (新規受付件数)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
虐 待	908	1,063	1,004	1,205
虐待以外の養護	540	525	579	535
保 健	7	0	1	0
障 害	3	17	4	2
非 行	0	5	3	2
育 成	54	91	88	84
その他	185	34	73	18
合 計	1,697	1,735	1,752	1,846

◆養育支援訪問事業

年度	延訪問回数	対象世帯数
令和 2 年度	374 回	53 世帯
令和 5 年度	175 回	28 世帯

「地域子育て支援拠点（はぐはぐひろば）」について、利用者数は増加傾向となっている一方、相談者数は減少傾向となっています。

「母子・父子自立支援員による相談事業」については、家庭紛争に関する相談が最も多く、就労、養育に関する相談も多くなっています。あわせて、生活保護に関する相談については年々減少傾向となっています。

また、「家庭児童相談」に関しては、虐待に関する相談が年々増加傾向となっている一方、障害、非行、育成については、令和 3 年度以降、減少傾向となっています。

「養育支援訪問事業」について、訪問回数及び対象世帯数は 3 年間で減少しています。

③ 就労の支援

◆高等職業訓練促進給付金事業

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
新規申請	８人	８人	１３人	５人
制度利用中	１６人	１３人	１１人	１２人
修了者	１１人	８人	７人	６人
就労者（就職率）	９人(82%)	５人(63%)	７人(100%)	３人(50%)

◆自立支援教育訓練給付金事業

年度	支給件数	内訳
令和２年度	１０件	介護ヘルパー３件、医療事務５件、健康管理士１件、 宅地建物取引士１件
令和３年度	５件	介護初任者１件、介護実務者３件、社会福祉士１件
令和４年度	２件	介護初任者１件、介護実務者１件
令和５年度	６件	介護初任者１件、介護実務者３件、大型免許１件、 社会保険労務士１件

年度	講座指定 件数	内訳
令和２年度	１４件	介護実務者４件、医療事務５件、健康管理士１件、 精神保健福祉士１件、社会福祉士１件、 ケアマネジャー１件、簿記１件
令和３年度	８件	介護初任者１件、介護実務者３件、Webデザイナー１件、 看護師２件、美容師１件
令和４年度	５件	介護初任者１件、介護実務者２件、社会保険労務士１件、簿 記１件
令和５年度	７件	介護初任者１件、介護実務者３件、看護師１件、大型免許１ 件、FP技能検定１件

「高等職業訓練促進給付金事業」の就労者（就職率）について、令和４年度では１００％を達成しています。

「自立支援教育訓練給付金事業」の支給件数及び講座指定件数については、令和３年度以降、微減、微増を繰り返しながら推移しています。

④ 経済的支援

◆公正証書等の作成費用及び養育費保証会社との初回保証料への補助事業

年度	公正証書等の申請件数		養育費保証契約 の申請件数
	公正証書	調停調書	
令和3年度	8件	1件	0件
令和4年度	6件	1件	0件
令和5年度	13件	1件	0件

◆母子・父子寡婦福祉資金貸付

新規貸付件数	修学 資金	就学支 度資金	修業 資金	技能取 得資金	生活 資金	転宅 資金	住宅 資金
令和2年度	7件	1件	0件	1件	2件	0件	0件
令和3年度	3件	2件	0件	0件	0件	0件	0件
令和4年度	4件	1件	0件	0件	0件	0件	0件
令和5年度	4件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合 計	18件	4件	0件	1件	2件	0件	0件

経済的支援における、「公正証書等の作成費用及び養育費保証会社との初回保証料への補助事業」について、令和3年度から開始した事業となっており、公正証書の申請件数は令和5年度で13件となっています。

「母子・父子寡婦福祉資金貸付」については、令和5年度は修学資金のみの利用となっています。

3 こどもの生活に関する実態把握

(1) 実態調査

I 調査の概要

■調査の目的・掲載内容について

「第2期柏市こどもの貧困対策推進計画」を策定するにあたり、子育て世代の生活実態やこどもの貧困に関する現状や課題、意識やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするために「柏市子どもの生活実態調査」を実施しました。

■実施方法及び実施時期

◎実施方法

調査は郵送による調査依頼後、WEB 調査方式にて回答

◎実施時期

令和5年12月15日～令和6年1月12日

■調査対象及び有効回答数・有効回収率

調査対象（調査票種類）は以下の2種で行い、総計3,000世帯（保護者・子ども計6,000人）に依頼し、総計1,810件の有効回答（有効回収率30.2%）がありました。

調査対象（調査票種類）	依頼数	有効回答数	有効回収率
① 小学生・中学生の保護者 （小学5年生・中学2年生の保護者）	各1,500人 （計3,000人）	1,074件	35.8%
② こども（小学5年生・中学2年生）	各1,500人 （計3,000人）	736件 〔小5：421件 中2：315件〕	24.5%

■「生活困難度」・「世帯構成」の分類について

◎生活困難度＝困窮層・周辺層・一般層の3段階に分類

★分類の基準

①低所得要素（世帯の年間収入が等価世帯収入の中央値の2分の1未満の世帯）

②家計のひっ迫要素（食料、衣料、ライフラインなどの設問で「買えない」「払えない」の回答が1つ以上）

③こどもの体験や所有物の欠如要素（該当設問で「経済的な理由で買えない」の回答が3つ以上）

①～③の3つについて、該当する要素の数に応じて以下のとおり分類

＜困窮層＞＝2つ以上該当

＜周辺層＞＝いずれか1つ該当

＜一般層＞＝いずれも該当なし

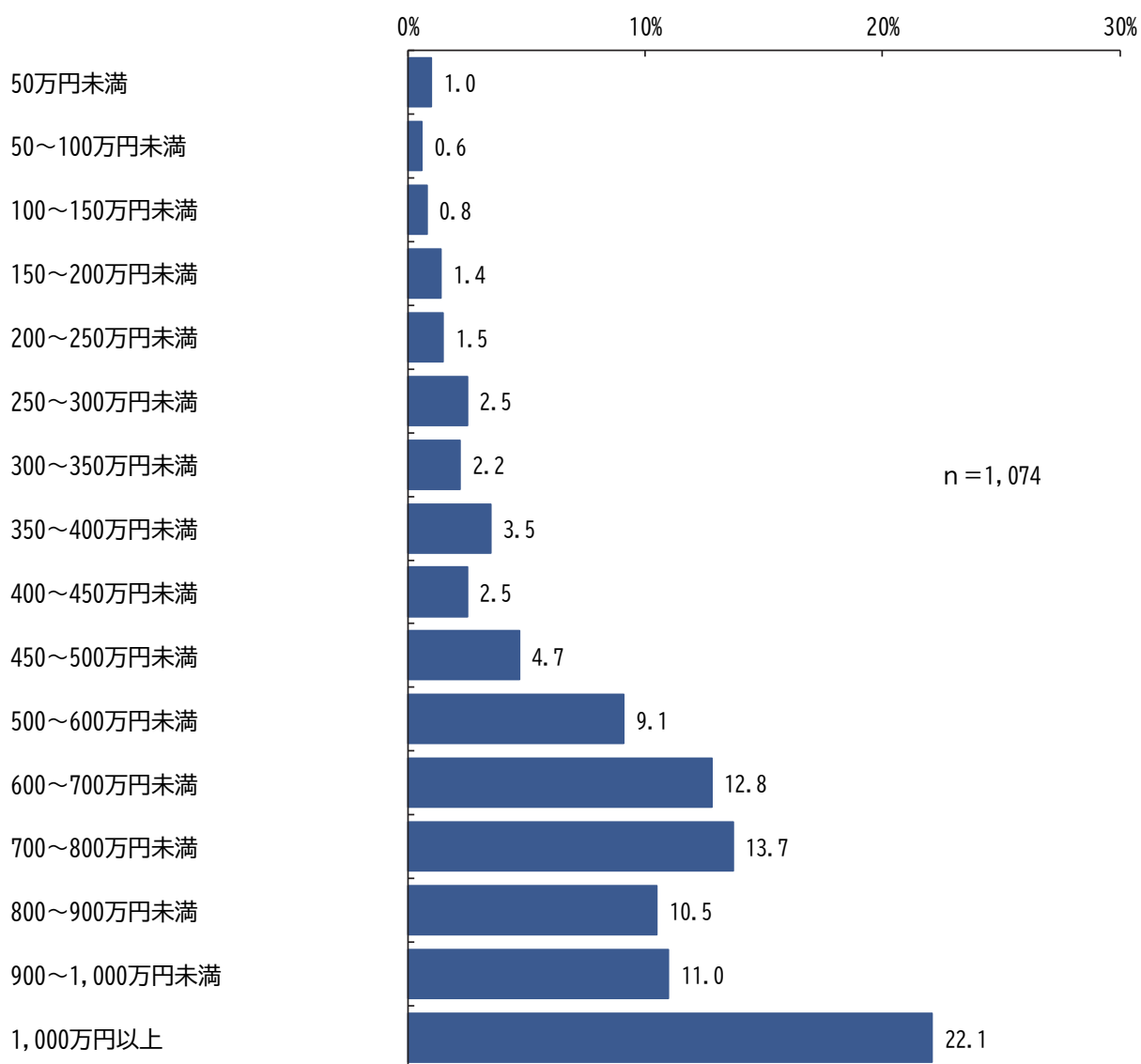
◎世帯構成＝ふたり親世帯・ひとり親世帯に分類

Ⅱ 調査結果

① 世帯の状況

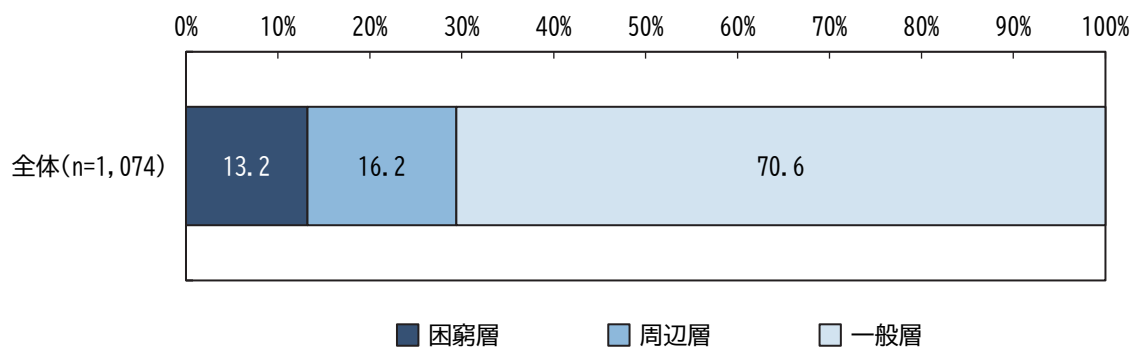
◆世帯全体の年間収入

世帯全体の年間収入をみると、「1,000万円以上」が22.1%で最も多く、次いで「700～800万円未満」が13.7%、「600～700万円未満」が12.8%と、全体の7割が『600万円以上』となっています。



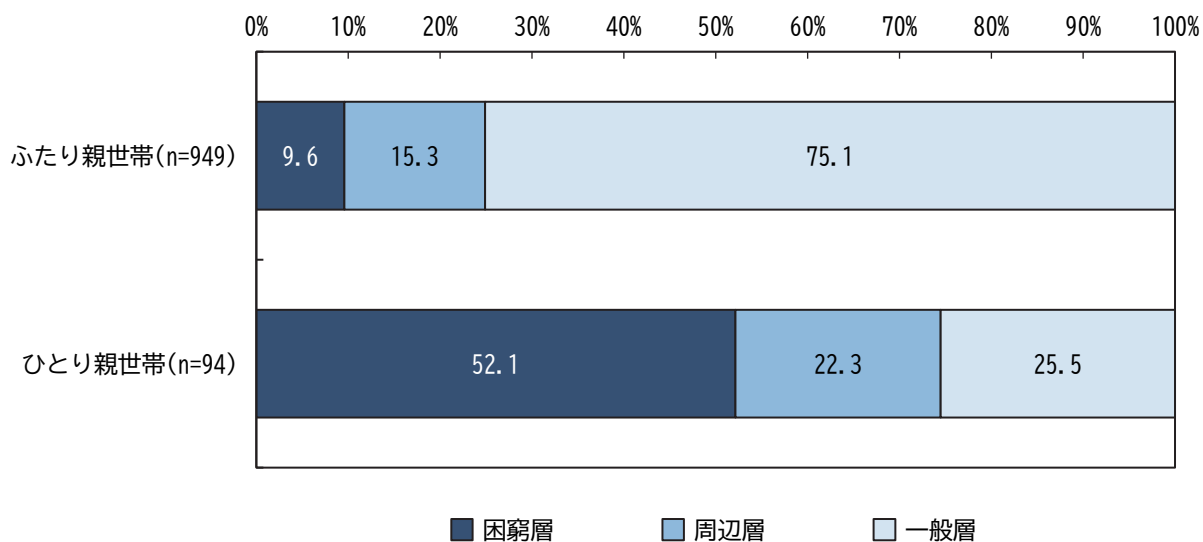
◆生活困難度の状況

生活困難度の状況をみると、「周辺層」が16.2%、「困窮層」が13.2%と、困窮層及び周辺層の割合が全体の3割近くとなっています。



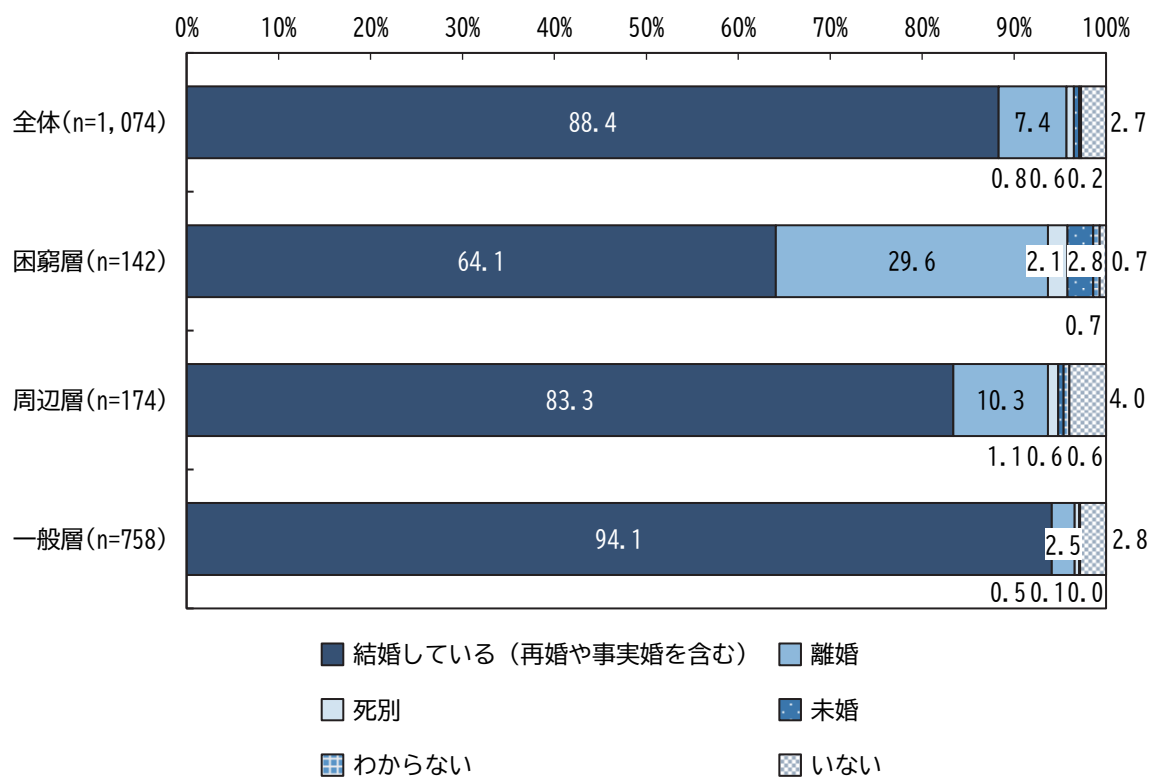
◆世帯構成×生活困難度

生活困難度を世帯構成別にみると、ふたり親世帯では「一般層」が75.1%で、ひとり親世帯では「困窮層」が52.1%で最も多くなっています。



◆生活困難度×婚姻状況

婚姻の状況を生活困難度別にみると、一般層では「結婚している（再婚や事実婚を含む）」が94.1%、「離婚」は2.5%となっています。困窮層では「離婚」の割合が29.6%であり、「死別」「未婚」の割合も、それぞれほかの層と比べて多くなっています。



② 教育の状況

◆生活困難度×保護者が希望するこどもの進路

保護者が希望するこどもの進路を生活困難度別にみると、どの層でも「短大または大学まで」（困窮層：54.9％、周辺層：75.3％、一般層：80.1％）が最も多く、一般層では短大または大学以上の進路を希望している世帯が8割以上を占めています。

単位（％）

	全体 (件)	中学まで	高校まで	専門学校まで	短大または大学まで	大学院まで	その他	まだ分からない
全体	1,074	0.1	3.3	6.2	76.0	6.7	0.7	7.1
困窮層	142	0.0	8.5	14.1	54.9	7.0	0.7	14.8
周辺層	174	0.0	3.4	6.3	75.3	5.2	0.6	9.2
一般層	758	0.1	2.2	4.7	80.1	7.0	0.7	5.1

◆生活困難度×現実的なこどもの進路

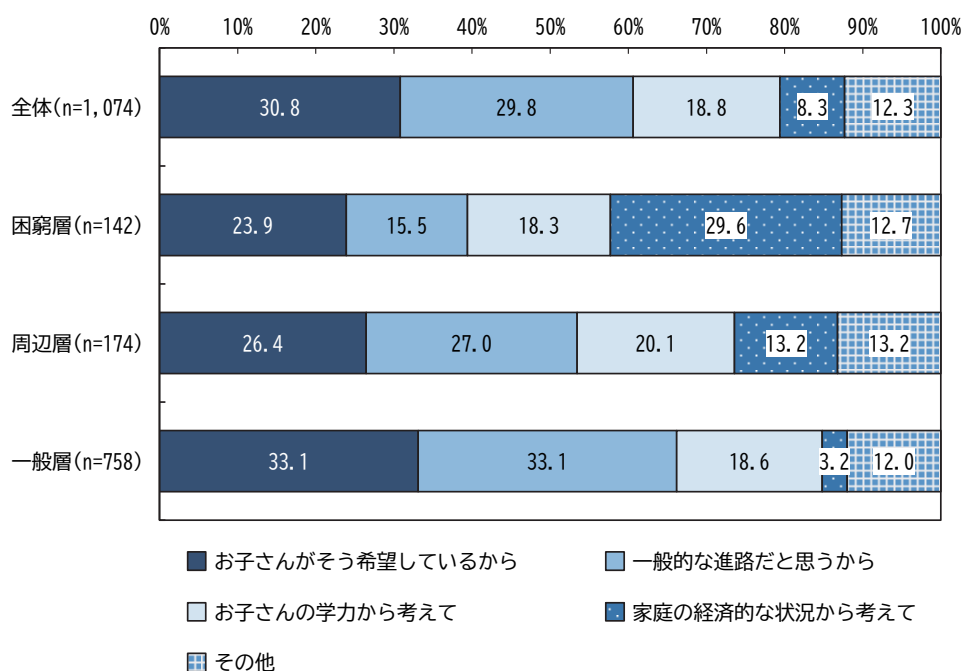
保護者が考える現実的なこどもの進路を生活困難度別にみると、周辺層・一般層ではともに「短大または大学まで」（周辺層：52.3％、一般層：62.8％）の割合が最も多く、次いで「まだ分からない」（周辺層：26.4％、一般層：21.9％）となっています。困窮層では「まだ分からない」が38.7％で最も多く、次いで「短大または大学まで」が23.9％、「高校まで」が19.7％となっています。

単位（％）

	全体 (件)	中学まで	高校まで	専門学校まで	短大または大学まで	大学院まで	その他	まだ分からない
全体	1,074	0.1	6.3	8.8	56.0	3.8	0.2	24.9
困窮層	142	0.0	19.7	15.5	23.9	2.1	0.0	38.7
周辺層	174	0.0	8.6	9.8	52.3	2.9	0.0	26.4
一般層	758	0.1	3.3	7.3	62.8	4.4	0.3	21.9

◆生活困難度×現実的な進路の選択理由

現実的な進路を選択した理由を生活困難度別にみると、周辺層・一般層では共通して「一般的な進路だと思うから」（周辺層：27.0％、一般層：33.1％）、「お子さんがそう希望しているから」（周辺層：26.4％、一般層：33.1％）の割合が多くなっています。困窮層では「家庭の経済的な状況から考えて」が29.6％と、ほかの層と比べても最も多くなっています。



◆生活困難度×授業以外での勉強方法（複数回答）

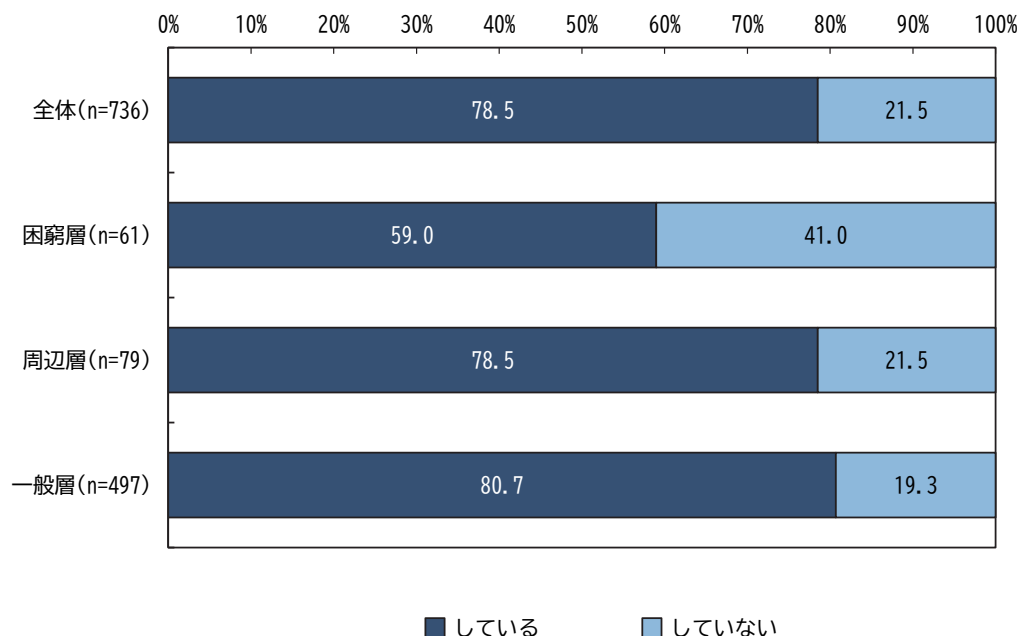
授業以外での勉強方法について、こどもの回答を生活困難度別にみると、どの層でも「自分で勉強する」（困窮層：68.9％、周辺層：69.6％、一般層：75.5％）の割合が最も多くなっています。

困窮層では、次いで「家の人に教えてもらう」（39.3％）、「友だちと勉強する」（29.5％）となっています。

		単位（％）									
	全体 (件)	自分で勉強する	塾で勉強する	学校の補習を受ける	家庭教師に教えてもらう	市や地域の勉強の会に参加する	家の人に教えてもらう	友達と勉強する	その他	学校は授業以外の勉強はしない	無回答
全体	736	73.2	43.2	2.0	1.1	1.1	44.2	23.1	8.4	4.5	0.3
困窮層	61	68.9	24.6	3.3	0.0	4.9	39.3	29.5	4.9	8.2	0.0
周辺層	79	69.6	53.2	0.0	2.5	1.3	45.6	24.1	3.8	3.8	0.0
一般層	497	75.5	44.5	2.2	0.8	0.2	45.7	22.3	8.9	3.8	0.4

◆生活困難度×習い事の状況

習い事の状況について、こどもの回答を生活困難度別にみると、周辺層・一般層では全体と同じ傾向となっていますが、困窮層では「している」が59.0%、「していない」が41.0%と、割合の差が小さくなっています。



◆生活困難度×習い事をしていない理由（複数回答）

習い事をしていない理由について、こどもの回答を生活困難度別にみると、周辺層・一般層では「やりたい習い事がないから」（周辺層：52.9%、一般層：76.0%）、困窮層では「費用がかかるから」（52.0%）が最も多くなっています。

また、周辺層では「一緒に入る友達がいないから」（17.6%）と回答した世帯が、ほかの層と比べて多くなっています。

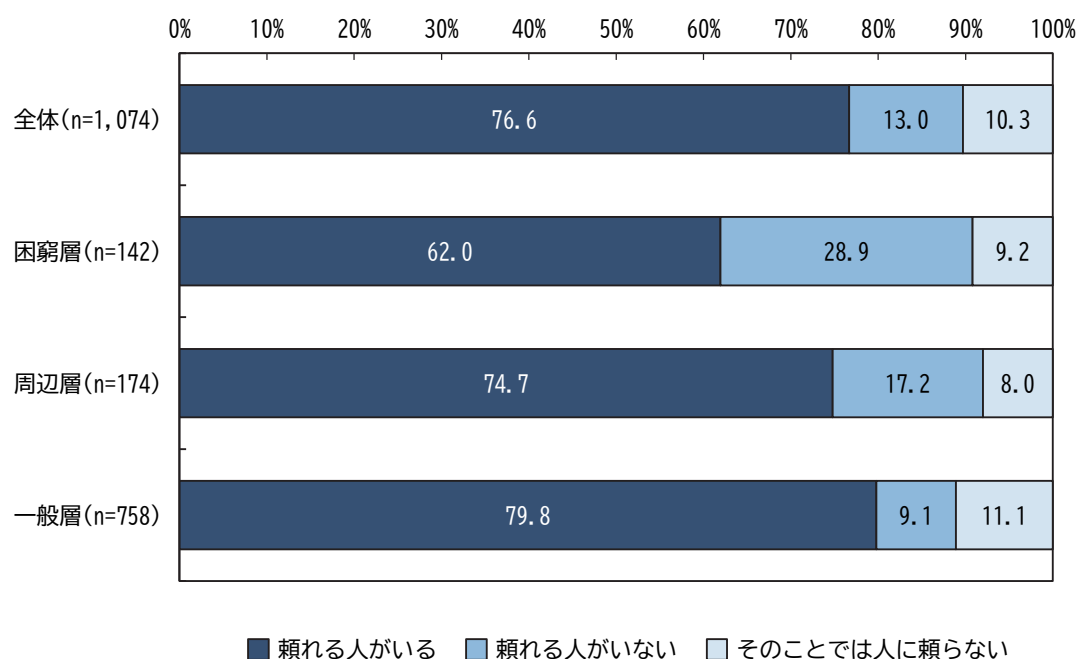
		単位 (%)						
	全体 (件)	やりたい 習い事 がない から	友達と 遊ぶ から	費用 が か か る か ら	家の 事 情 （ 家 族 の 世 話 、 家 事 な ど ） が あ る か ら	一緒 に 入 る 友 達 が い な い か ら	その他	無 回 答
全体	158	63.9	10.1	25.3	3.8	5.1	20.3	1.9
困窮層	25	40.0	12.0	52.0	8.0	0.0	24.0	0.0
周辺層	17	52.9	11.8	35.3	5.9	17.6	11.8	0.0
一般層	96	76.0	10.4	13.5	3.1	5.2	18.8	3.1

③ 生活の状況

◆生活困難度×子育てに関する相談で頼れる人

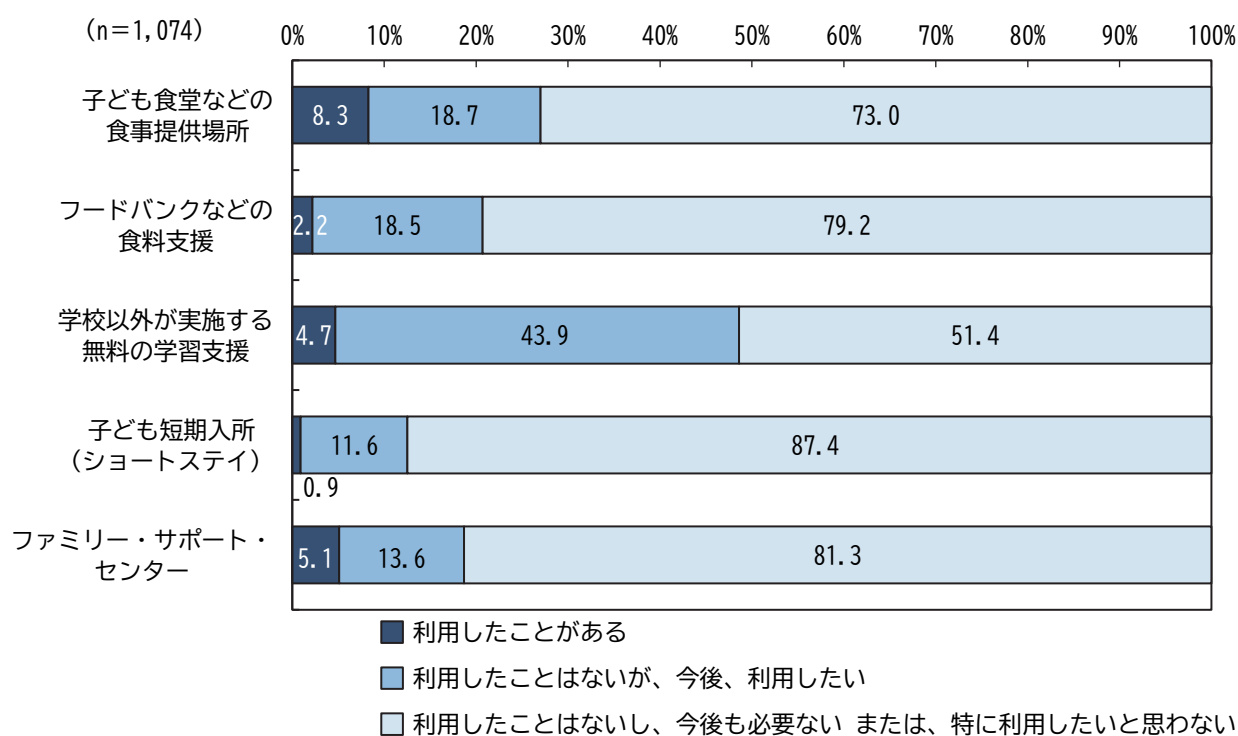
子育てに関する相談で頼れる人を生活困難度別にみると、どの層でも「頼れる人がいる」(困窮層：62.0%、周辺層：74.7%、一般層：79.8%)の割合が最も多くなっています。

また、一般層では「そのことでは人に頼らない」(11.1%)、困窮層では「頼れる人がいない」(28.9%)が、それぞれほかの層と比べて多くなっています。



◆支援の利用状況

各種施設やサービスの利用については、“利用したことがある”では「子ども食堂などの食事提供場所」が8.3%で最も多く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が5.1%、「学校以外が実施する無料の学習支援」が4.7%となっています。“利用したことはないが、今後利用したい”では、「学校以外が実施する無料の学習支援」が43.9%で最も多く、次いで「子ども食堂などの食事提供場所」が18.7%、「フードバンクなどの食糧支援」が18.5%となっています。



◆生活困難度×相談できる人について（複数回答）

相談できる人について、こどもの回答を生活困難度別にみると、どの層でも「親」（困窮層：67.2%、周辺層：74.7%、一般層：77.3%）の割合が最も多く、次いで「学校の友達」（困窮層：55.7%、周辺層：59.5%、一般層：68.6%、「学校の先生」（困窮層：31.1%、周辺層：31.6%、一般層：40.4%となっています。

単位（%）

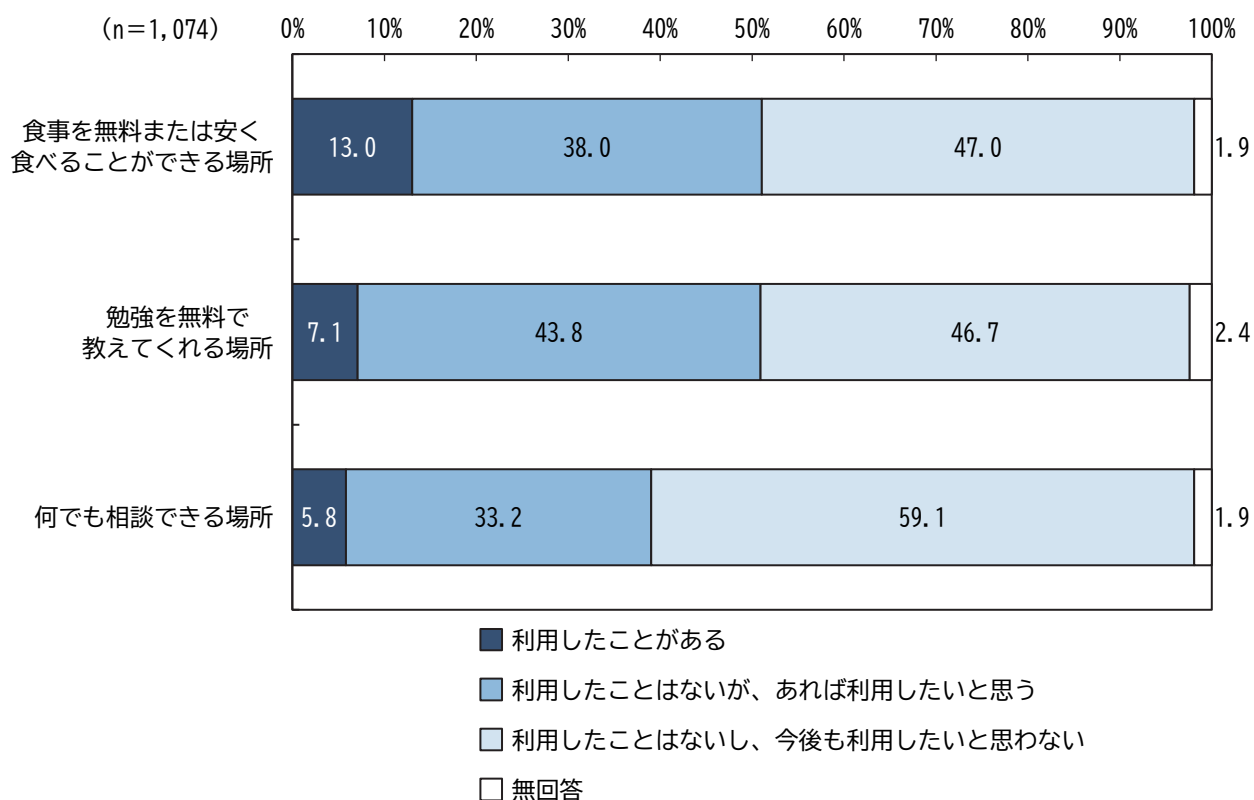
	全体 (件)	親	兄弟	祖父母など	学校の先生	学校の友達	学校以外の友達
全体	736	76.8	25.8	20.1	38.2	66.8	17.3
困窮層	61	67.2	23.0	19.7	31.1	55.7	14.8
周辺層	79	74.7	24.1	17.7	31.6	59.5	11.4
一般層	497	77.3	25.6	20.7	40.4	68.6	18.3

	全体 (件)	スクールソーシャルワーカーなど	その他の大人（塾・習い事、地域の人など）	ネットで知り合った人	だれにも相談できない	相談したくない	無回答
全体	736	7.3	9.4	3.8	2.3	5.6	0.3
困窮層	61	8.2	6.6	4.9	4.9	8.2	0.0
周辺層	79	6.3	6.3	2.5	5.1	3.8	2.5
一般層	497	7.0	10.7	3.8	1.8	5.0	0.0

◆支援の利用

こどもに聞いた、施設や場所の利用については、“利用したことがある”では「食事を無料または安く食べることができる場所」が13.0%、「勉強を無料で教えてくれる場所」が7.1%、「何でも相談できる場所」が5.8%となっています。

また、“利用したことはないが、あれば利用したいと思う”では、「勉強を無料で教えてくれる場所」が43.8%で最も多くなっています。



④ 就労の状況

◆親の就労状況

親の就労状況については、母親では「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が46.3%、父親では「正社員・正規職員・会社役員」が83.7%で最も多くなっています。

単位（％）

	全体 (件)	正社員・正規職員・ 会社役員	嘱託・契約・ 派遣社員／職員	パート・アルバイト・ 日雇い・非常勤職員	内職、自由業、フリー ランスを含む	自営業（家族従業者、 従業員を含む）	働いていない （専業主婦／主夫を含む）	わからない	いない
母親	1,074	23.1	7.1	46.3	4.1	18.8	0.3	0.4	
父親	1,074	83.7	1.3	1.0	6.5	0.7	1.1	5.7	

◆働いていない理由

働いていない理由を属性別にみると、母親では「子育てを優先したいため」が50.0%で最も多く、次いで「働きたいが、希望する条件の仕事がないため」が17.8%となっています。父親では「自分の病気や障害のため」が42.9%で最も多く、次いで「働きたいが、希望する条件の仕事がないため」が28.6%となっています。

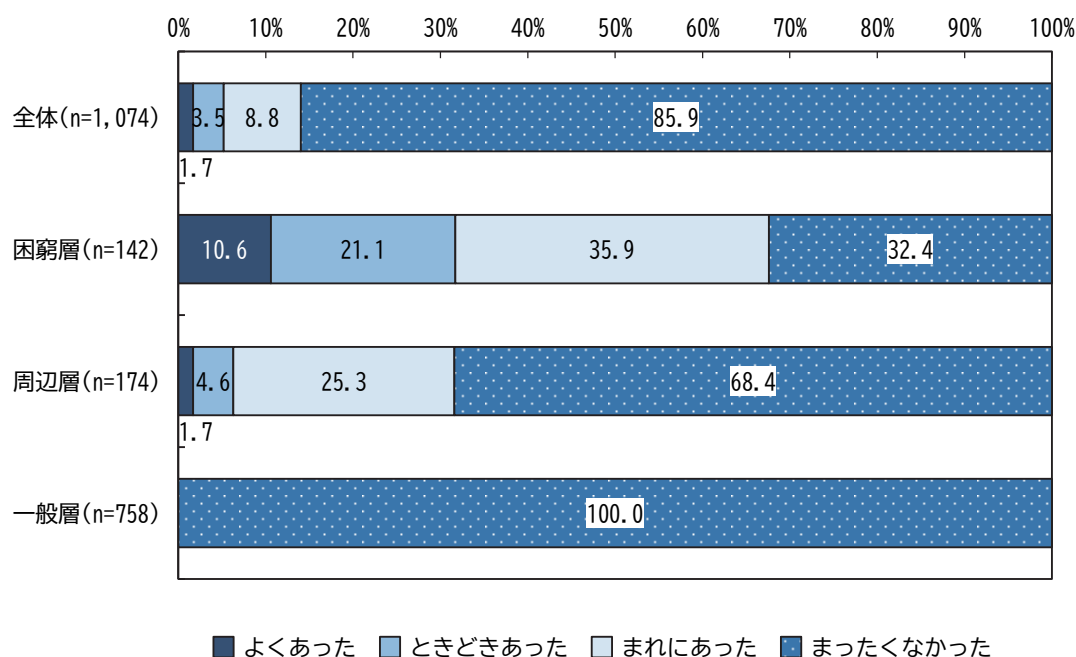
単位 (%)

	全体 (件)	働きたいが、希望する条件 の仕事がないため	子育てを優先したいため	家族の介護・介助のため	自分の病気や障害のため	通学しているため	働く必要がないため	その他の理由
母親	202	17.8	50.0	3.5	10.9	1.5	11.4	5.0
父親	7	28.6	0.0	0.0	42.9	0.0	0.0	28.6

⑤ 経済的な状況

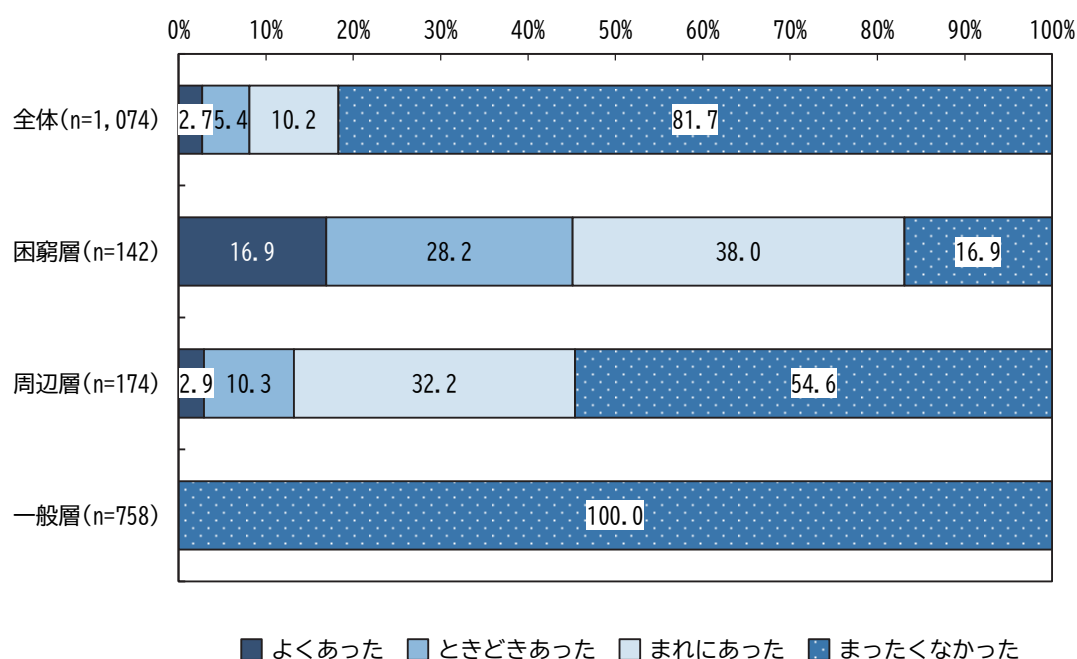
◆生活困難度×食料が買えなかった経験

食料が買えなかった経験を生活困難度別にみると、困窮層では「まれにあった」（３５．９％）が、周辺層・一般層では「まったくなかった」（周辺層：６８．４％、一般層：１００％）が最も多い割合となっています。



◆生活困難度×衣服が買えなかった経験

衣服が買えなかった経験を生活困難度別にみると、困窮層では「まれにあった」（３８．０％）が、周辺層・一般層では「まったくなかった」（周辺層：５４．６％、一般層：１００％）が最も多い割合となっています。



◆生活困難度×料金未払いの経験（複数回答）

料金未払いの経験を生活困難度別にみると、困窮層では「水道料金」（22.5％）が、周辺層では「家賃、住宅ローン」（4.6％）の割合が最も多くなっています。

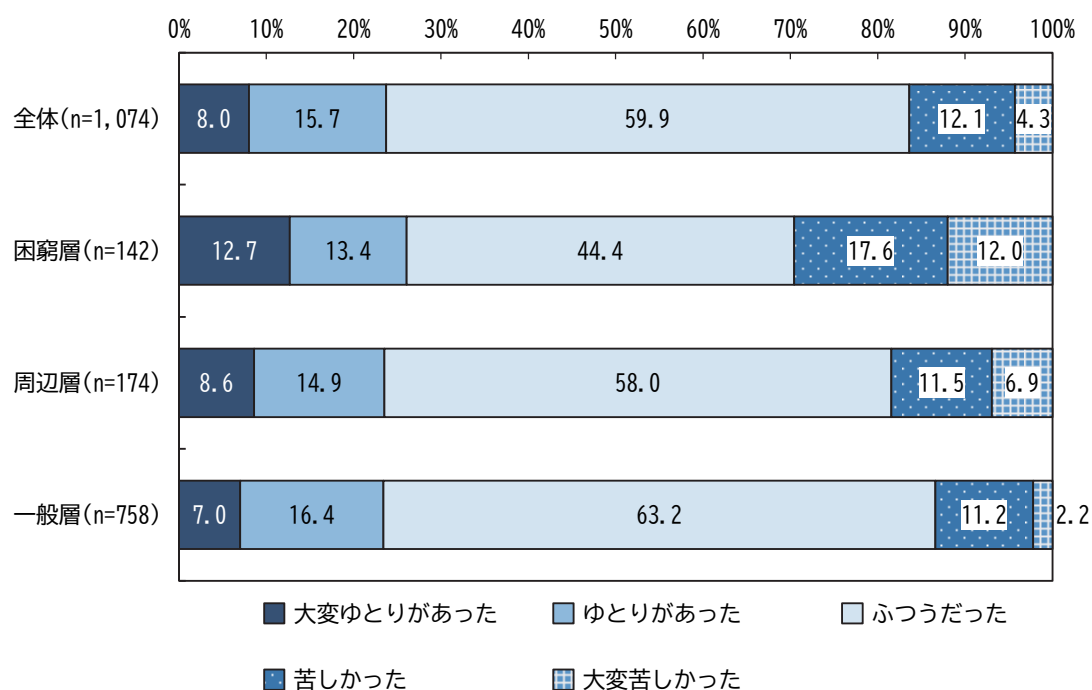
また、困窮層では「あてはまるものはない」（66.2％）の割合がほかの層に比べて最も低い一方で、一般層では料金未払いの経験があると答えた人はいませんでした。

単位（％）

	全体 (件)	電気 料金	ガス 料金	水道 料金	家賃、 住宅 ローン	通信費 (スマホ・ 携帯電話 など)	あては まるもの はない
全体	1,074	2.4	2.2	3.5	2.5	2.6	94.1
困窮層	142	14.1	14.8	22.5	13.4	15.5	66.2
周辺層	174	3.4	1.7	3.4	4.6	3.4	91.4
一般層	758	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

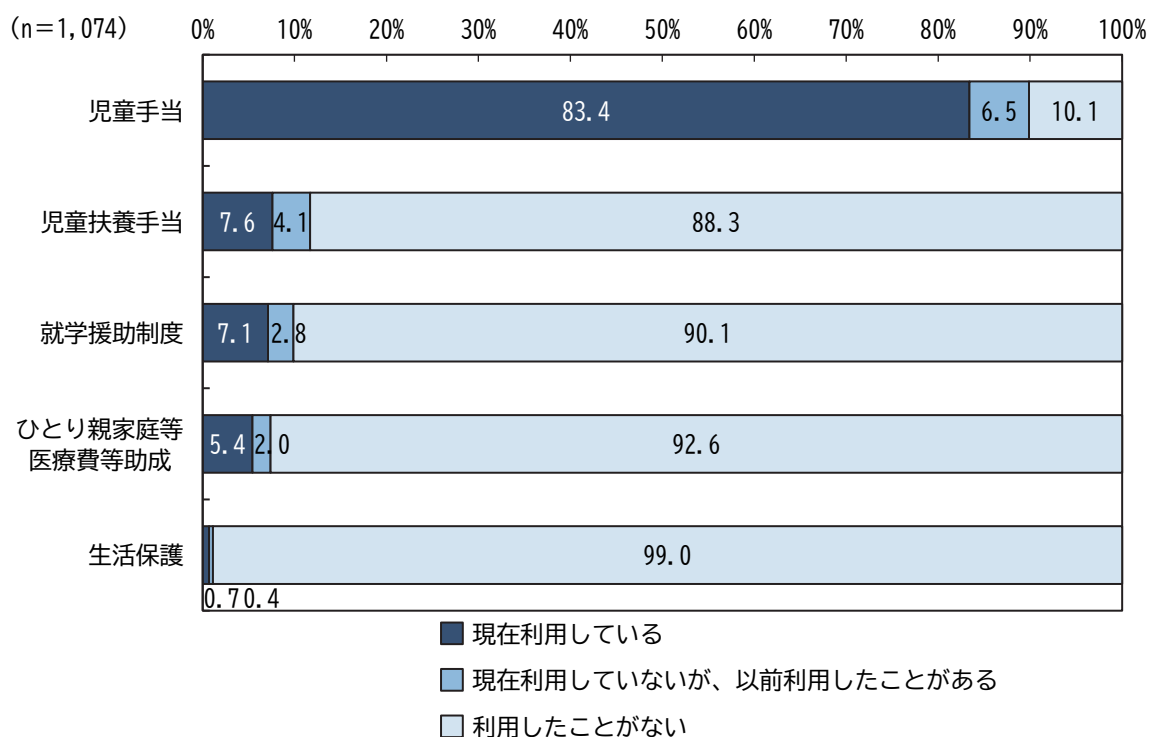
◆生活困難度×保護者のこどもの頃の暮らし向き

保護者のこどもの頃の暮らし向きを生活困難度別にみると、困窮層では「苦しかった」（17.6％）、「大変苦しかった」（12.0％）との回答が多くなっています。



◆支援制度の利用

支援制度の利用状況については、児童手当では「現在利用している」が83.4%と、ほかの制度と比べて突出して多くの割合を占めています。児童手当以外の制度では、「利用したことがない」（児童扶養手当88.3%、就学援助制度90.1%、ひとり親家庭等医療費等助成92.6%、生活保護：99.0%）が最も多い割合となっています。



(2) 支援者ヒアリング

■調査の目的

「第2期柏市こどもの貧困対策推進計画」の策定に向けて、生活に課題を抱える世帯の実態を把握することを目的に、日頃から困難を抱える子どもや家庭への支援に関わっている支援者を対象にヒアリング調査を実施しました。

■調査の時期

令和6年1月25日～令和6年7月31日

■ヒアリングの内容

- ①経済的に課題を抱える世帯の様子
- ②上記世帯とのかかわり（支援）で気づいた課題や意見

ヒアリング 対象者	児童家庭支援センター こどものショートステイ実施事業者 かしわ就労自立サポートセンター（ハローワーク松戸） かしわ地域若者サポートステーション 柏市地域支援センター あいネット スクールソーシャルワーカー（中学校3か所） 民生委員・主任児童委員（2地区） ひとり親を対象とした相談員 柏市社会福祉協議会 市立高校
--------------	---

●経済的に課題を抱える世帯の様子

主な意見	・栄養が行き届いておらず、やせ体型で小柄な子どもが多い。 ・不登校の児童が増えている。 ・母親が朝に弱いため朝ごはんを食べておらず、食事は給食が頼り。 ・母親が困りそうだとわかると、何も言わなくなる。 ・大人と関係を築くことはできるが、こども同士だと難しいように見える。 ・友達が少ない。大人よりこどものほうがシビアと感じる。 ・進学するにあたり、修学支援金、奨学金を借りる生徒が多い傾向にある。 ・多子世帯の場合、就職を選択する生徒がいる。 ・初めにつながる支援先で拒否されてしまうと、その後の支援先も介入することが難しい。 ・人を家に入れることや相談することが難しく、拒否されるかたも多い。 ・就労のほかにも課題のある家庭が多い。こどもが不登校などの問題を抱えている。 ・発達障害（グレーゾーン）のかたが多く、1年仕事が続かずに職場を転々としている。言葉以外をくみ取れないため、職場内のコミュニケーションが難しい。 ・男性は支援を嫌がるかたが多いように感じる。 ・ママ友などの横のつながりが少ない。 ・精神疾患があることが多い（ADHD、片付けができないなど）。 ・こどもをネグレクトしていても自分の身なりは綺麗など、お金の使い方の優先度に違和感がある人が多い。 ・相談者の親も離婚、DV被害があったという連鎖を感じる。
-------------	--

●上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

主な意見	・コロナ禍や物価高騰の影響により、家計の苦しい家庭が多い。 ・離職率が高い。 ・経済的にも精神的にも家族のサポート力がない。また、こどもが発達障がい等で上手くいかない場合が多く、ネグレクトや虐待等がある家庭もみられる。 ・お金の支援も大事だが、こどものいる世帯はお金だけでは解決しない。 ・精神的に不安定ななか、正社員として週5日勤務は難しい。 ・市の支援情報が入手しにくい家庭へのアプローチや外国籍のかたが理解できる情報発信が大事。 ・不登校のこどもの情報は学校と共有できているが、幼稚園・保育園では共有の難しい家庭もある。 ・保護者の余裕がないため、医療費控除ができるのに申告していないなど、家計管理のできていない人が多い。 ・親もこどもも人間関係を構築することが苦手な傾向にある。 ・困ったときにすぐに相談できる場所があればいい。 ・幼稚園に行っておらず、こどもが集団生活できない。義務教育でないと「行かなくてよい」と思ってしまう。 ・行政に対して不信感があるように感じる。 ・奨学金は、将来返済しなければならないため、積極的な案内が難しいと感じている。 ・家族も孤立しているが、こどもも孤立している。
-------------	---

4 施策の方向性と取り組み

(1) 基本理念

**すべてのこどもが安心して生活を送り、
健やかに成長できるまち**

すべてのこどもが、それぞれの置かれた状況のなかでも、健やかに成長していけるよう、また、社会から孤立することなく日常生活を送ることができるよう、社会全体で支える環境を構築することが重要です。

また、こどもの貧困の解消には、貧困の状況にあるかたの妊娠から出産まで、そしてそのこどもが大人になるまで、他者とのかかわりを通じた切れ目のない支援、それぞれの世帯が抱える多様かつ複雑な課題に対する支援が必要です。

さらに、切れ目のない支援を継続していくには、支援を必要とされるかたに合った「情報の提供」が重要です。近年、ホームページや SNS を積極的に活用した情報発信を実施しており、幅広い世帯への周知に努めています。一方で、支援を必要とする世帯のなかには、情報の入手が困難なケースもあり、直接対面で情報を伝える手段が有効な場合もあります。

そのため、行政、学校、地域、民間事業や団体などが連携し、それぞれの世帯が必要な支援に結びつくことができる体制の整備や情報提供の充実に取り組むことで、こどもとその家族を支える社会の実現を進めていきます。

(2) 基本目標と施策の方向性

基本目標1 教育の支援

家庭の状況にかかわらず、すべてのこどもが質の高い教育を受け、自分の能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に自分らしく挑戦していくことは、一人ひとりの豊かな人生につながります。

しかし、子どもの生活実態調査では、経済的な困難を抱えている世帯において、教育や体験の機会、進路などに、不利や制約が生じている状況がうかがえます。

この基本目標では、こども一人ひとりが、安心して学び、成長していくことができるよう、心身の健やかな発育・発達を促すとともに、学びに困難を抱える児童生徒への支援、学習意欲の向上につながる学習機会の提供、教育費等の負担軽減などに取り組みます。

基本目標2 生活の支援

すべての子育て世帯の安定した生活基盤を支えるためには、経済的な支援や、こどもが健やかに育つための健康に関する支援や環境が大切です。

特にひとり親世帯は、保護者ひとりで仕事と子育てを両立していることから、時間や気持ちに余裕がなく、より地域や社会から孤立しやすい傾向にあるため、個々の事情に寄り添った支援を行う必要があります。

多様かつ複雑な課題を抱え、周囲の支えが届きにくい世帯があることに留意をした上で、地域、学校、関係団体、行政等の連携を強化し、切れ目のない支援につなげていく体制の推進を図ります。

基本目標3 就労の支援

保護者の就労支援は、就労によって一定の収入を得て生活の安定を図る上で重要です。

子どもの生活実態調査では、困窮世帯の母親の約半数が非正規職員となっているほか、ひとり親家庭では、子育てとの両立のために希望する就労条件から、非正規雇用など不安定な就労につながりやすい状況です。

このような課題に対応するため、保護者が安定して就労するための子育て支援や関係機関と連携した就労支援を行っていきます。

基本目標4 経済的支援

子どもの生活実態調査では、困窮世帯の保護者について約3割のかたが、「自身が子どもの頃も暮らしが苦しかった」と回答しており、貧困が連鎖していることがうかがえます。

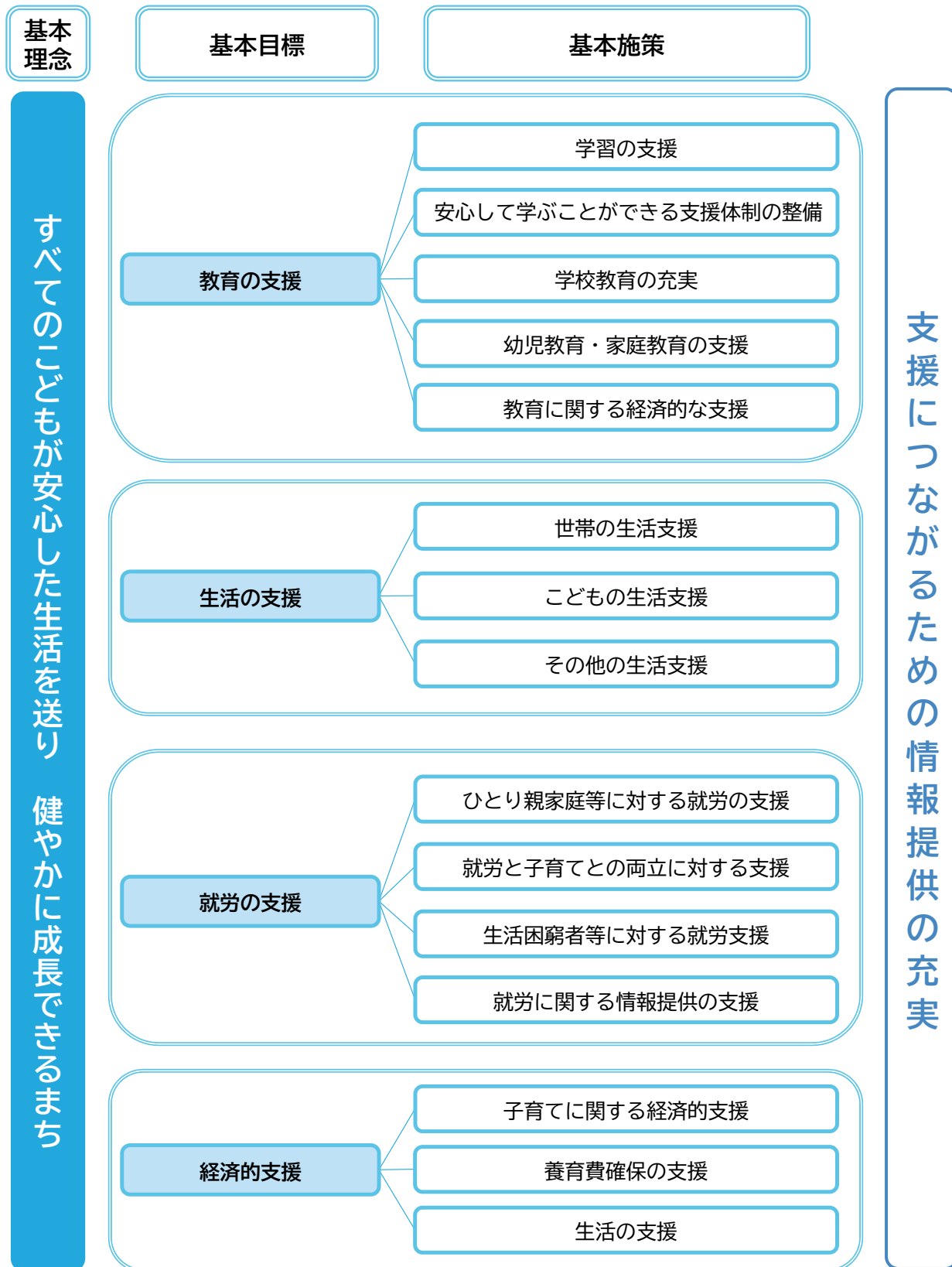
そのため、子育てに関する支援、こどもの養育費確保に関する支援など、様々な世帯の状況を意識しながら各種経済的な支援に取り組めます。

基本目標の推進にあたり、支援が必要であるにもかかわらず、制度を知らない、手続きが分からない等の理由により、支援が届かないこどもやその保護者にも確実に情報を届ける必要があります。

本計画では、生活困窮に直面している世帯への支援の充実に加え、支援につながるための情報提供の充実を図ることで、貧困及び貧困の連鎖の解消を目指します。

(3) 施策体系図

基本理念の下、取組むべき方向性を基本目標として定め、目標ごとに必要な施策に体系的に取り組めます。



施策1 教育の支援

すべてのこどもに、学校や地域において様々な体験活動の機会を提供するとともに、質の高い教育を受けられるよう、学習環境や生活環境を整備していきます。

また、学校生活における必要経費の支援や、進学に要する費用の助成などを通じて、経済的負担の軽減を図ります。

(1) 学習の支援

①こどもの生活・学習支援事業

こどもたちが将来自立した生活が営めるよう、基本的な生活や学習習慣のみならず、自己肯定感やコミュニケーション等の学習の土台となるべき意識や能力の向上を図るため、生活保護、児童扶養手当、就学援助などの受給世帯の小学4年生から中学2年生までを対象に、近隣センター等で週1回「かしわこども未来学習会」を実施します。	こども福祉課
---	--------

②学習支援事業

生活保護、児童扶養手当、遺児手当、ひとり親医療費、就労援助受給世帯の中学2・3年生及び高校生を対象に学習会を実施し、確実な高校進学、将来の選択肢を広げるとともに、居場所の提供など、貧困の連鎖の防止に努めます。	生活支援課
--	-------

③放課後子ども教室

児童の学習意欲の向上と学習習慣の定着を目的とした平日のステップアップ学習会、こどもたちがより多くの体験の機会に触れることを目的とした体験講座及び居場所型事業を実施します。今後、事業拡大のための人材の確保と、内容の充実を図るとともに、放課後児童クラブ（こどもルーム）との連携を検討していきます。	生涯学習課
--	-------

(2) 安心して学ぶことができる支援体制の整備

①学校を窓口とした相談体制の強化

こどもにとって最も身近な学校を、貧困の連鎖を断ち切るための気づきの場となる「プラットフォーム」と位置付け、一人ひとりのこどもと家庭に寄り添った支援を行うため、学校と福祉をつなぐ役割として、スクールソーシャルワーカーの配置を推進します。 また、こどもや保護者への相談業務や、こどもの心のケア等を行う、スクールカウンセラーによる支援を充実していきます。	児童生徒課
---	-------

②コミュニティ・スクールの推進

保護者や地域のかたがたが、学校運営に参画する機能を有するコミュニティ・スクールを推進することで、こどもの教育に対する課題や目標を共有し、地域とともにある学校づくりを進めていきます。	学校教育課
--	-------

③スクールソーシャルワーカーの配置

スクールソーシャルワーカーを全中学校区及び市内4ヶ所の教育支援センターへ配置します。 様々な環境で問題を抱えている児童生徒や保護者に対し、教育分野や社会福祉分野等の知識を用いた相談支援、関係機関へのつなぎ、教職員への情報提供等を実施することで、児童生徒や保護者を取り巻く環境の改善に向けた支援をします。	児童生徒課
---	-------

④スクールカウンセラーの配置

児童生徒及びその保護者の教育・子育ての悩み等を中心にカウンセリングを行います。千葉県から、中学校は週1回、小学校は隔週と月1回の配置が行われるため、柏市では、小学校9校へスクールカウンセラーの拠点校配置を行い、月1回配置の小学校については、巡回訪問を実施します。	児童生徒課
---	-------

⑤貧困に対する教職員の理解促進

学校教職員に対して様々な機会に研修を実施することで、困難を抱えるこどもの生活状況、貧困がこどもの成長過程に及ぼす影響、貧困対策としての取り組み等の理解を促進します。	児童生徒課
--	-------

(3) 学校教育の充実

①柏市学力・学習状況調査

全児童を対象として、学力・学習状況調査を実施することで、経年変化や傾向を分析しています。それにより、児童の学力・学習状況を把握し、各学校における学習指導及び生徒指導等の改善並びに教育委員会の施策・事業の改善等に役立てていきます。	教育研究所
--	-------

② ICTを利活用した教育の推進

市内に在籍している児童生徒の貧困対策として通信端末を貸し出します。対象は要保護世帯及び準要保護世帯でインターネット接続環境の整備が困難な家庭とし、ポケットWi-Fiルータの貸し出しと通信費を支援することで、貧困による学習環境の差が生じないようにします。	指導課
--	-----

③日本語支援に関する事業

市内に在籍している帰国・外国人等児童生徒の日本語支援体制を整備し、安心して一人ひとりが学校生活を送ることができるようにします。 日本語支援を要する児童生徒の増加に伴い、日本語教育コーディネーター（１名）、日本語教育支援員（１名）を配置し、各校の日本語支援体制を整えます。今後も日本語支援要請に対し１００％の配置を維持するため、持続可能な体制の構築に努めます。	指導課
---	-----

（４）幼児教育・家庭教育の支援

①幼保こ小連携の推進

幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携については、市内１０地区において連絡会を実施し、保育者と教諭間で、こども同士の交流方法を工夫する等の情報交換や指導観の相互理解を深めていきます。 また、生涯にわたる学び、生活の基盤をつくる上で重要となる、５歳児から小学校１年生の「架け橋期」に関する資料を作成し、各校で活用するとともに、研修会による啓発活動を推進します。	教育研究所
---	-------

②幼児教育の推進

柏市の保育・幼児教育の充実を図ります。また、施設類型に関わらず、柏市全体の幼児教育の質を高めるため、推進委員とともに、幼児教育共同実践研究会を定期的に開催し、情報共有や指導の実践に努めます。	教育研究所
--	-------

③家庭教育支援

子育て中の保護者等に対し、情報収集や交換など、子育てについて気軽に相談できる場所として「みんなの子育て広場」を、学校・家庭・地域と連携しながら、市内小学校を中心に実施します。また、幼稚園・保育園・学校等のPTA・保護者会や「かしわ地域学びの事業者連絡会」加盟事業者が行う家庭教育に関する講演会等へ、報償費の実費を教育委員会の基準に基づいて支援します。	生涯学習課
--	-------

(5) 教育に関する経済的な支援

①就学援助制度の充実

小・中学校に就学するお子さんが安心して教育を受けられるよう、経済的理由により就学が困難な児童生徒の要保護者又は準要保護者に対し、学用品費及び学校給食費等の援助を行っています。	学校教育課
--	-------

②地域クラブ参加費支援事業補助金

地域クラブに参加する中学校の生徒の保護者負担の軽減を図り、こどもたちが多様なスポーツ活動や文化芸術活動に参加する機会の充実に資することを目的として補助金を交付します。 補助金の交付を受けることができるかたは、生活保護若しくは就学援助の認定のある世帯、又は社会的養護の施設等に入所するかたで、本市が設置する中学校の生徒のうち、地域クラブに参加するこどもと生計を共にする保護者、又は養護するかたです。	指導課
--	-----

③特別支援教育就学奨励費

教育の機会均等の趣旨を踏まえ、特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、学用品費及び給食費等を支給しています。	学校教育課
--	-------

④生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給

生活保護を受給している世帯であって、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に、原則として当該学校における正規の修業年限に限り、授業料や入学料及び入学考査料等の高等学校等就学費を支給します。	生活支援課
--	-------

⑤生活保護世帯のこどもの学習塾等費用の収入認定除外

生活保護世帯の高校生の奨学金、アルバイト収入をそのこどもの学習塾等の費用に充てる場合には、充てた金額を生活保護費の収入認定から必要に応じて除外します。	生活支援課
---	-------

⑥生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外

生活保護世帯の高校生の就労収入等のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、必要に応じて収入認定から除外します。	生活支援課
---	-------

⑦法外援護事業（修学旅行支度費）

小・中学生が修学旅行に参加する場合、生活保護受給者の生活の安定及び福祉の向上の観点から、生活保護法で対象とされていない修学旅行支度費を支給します。	生活支援課
---	-------

⑧大学等受験料支援補助金

経済的な事情により、高等教育への進学をあきらめることがないよう、大学や専門学校等の受験に関する受験料の費用を補助します。 奨学金制度の対象外である受験料を補助することで、進学後に奨学金等を利用できるようになる前の段階を支え、こどもの進学に向けたチャレンジを支援します。	こども福祉課
--	--------

施策２ 生活の支援

生活困窮により、こどもの発育・発達及び健康の維持に影響を及ぼさないよう、親の妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援等、生活の安定に資する支援の充実を図ります。

また、社会的に孤立した世帯に対して、相談機能の充実を図るとともに、こども及びその保護者の交流の機会等につながる居場所づくりの提供に取り組みます。

（１）世帯の生活支援

①保育所

保護者の就労や病気等で、保育を必要とする小学校入学前までの乳幼児を保育します。 ひとり親家庭や生活保護受給世帯については、就職や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、優先的な入所に配慮しています。	保育運営課
--	-------

②こどもルーム

保護者が昼間、就労や病気等により保育をすることができない家庭の児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場となる「こどもルーム」を提供し、その健全な育成を図ります。 ひとり親家庭や生活保護受給世帯については、就職や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、児童の優先入所に配慮します。	アフター スクール課
---	---------------

③利用者支援事業（基本型）

専門の研修を受けた「子育て支援アドバイザー」が日々の子育てにおける困りごとや悩みごとをお聞きし、幅広い情報を提供したり、ご家庭の状況や希望に合った支援サービスや窓口等を案内します。	子育て支援課
--	--------

④保育施設の利用者支援事業

市内の保育施設の空き情報、各種保育サービスの利用方法など、保育に関する相談を行う職員を配置し、専用窓口の「保育アシストデスク」と専用電話の「保育アシストコール」を設けます。	保育運営課
--	-------

⑤認可保育園の一時預かり

保育園の入所基準に含まれない程度の就労、病気、けが、リフレッシュに一時的に保育を行います。	保育運営課
---	-------

⑥はぐはぐひろば（地域子育て支援拠点）事業

乳幼児親子が安心して集うことができる場を提供し、親子同士の交流を通じた仲間づくりや、子育て関連情報の提供、子育ての悩み相談、育児講座などを行います。	子育て支援課
--	--------

⑦はぐはぐポケット中央（乳幼児一時預かり）

保育園・幼稚園等に在籍しておらず、家庭において保育している乳幼児に対し、理由を問わず一時的に預かることにより、子育て中の保護者を支援しその負担を軽減していきます。	子育て支援課
---	--------

⑧保育所等訪問支援事業

発育や発達に不安や心配のある就学前のお子さんに対し、療育経験を持つ支援員が、お子さんが通う保育園等を定期的に訪問して、集団生活に適應できるよう専門的な支援を提供します。	キッズルーム
--	--------

⑨産後ケア事業

出産後、育児不安や、身体的、心理的負担を抱えている等、特に育児支援を必要とする家庭を対象に、産後も安心して子育てができるよう、宿泊、通所又は訪問のサービスを利用して、母親の心身のケアや育児サポートを行います。	母子保健課
--	-------

⑩妊産婦等生活援助事業

身近に頼れる親族等が不在であるなどによって、家庭生活に支障が生じている妊産婦に対し、安心して出産やその後の生活について考えることのできる居場所を入所又は通いにより提供します。食事やその他日常生活を営むために必要な支援のほか、出産前後の心理的ケアや保健指導、出産後の児童の養育に係る相談及び助言、また必要な関係機関や支援につなぐなど、その後の生活の自立に向けた、寄り添い型の相談・居場所づくり・支援体制を構築します。	こども相談センター
---	-----------

⑪乳児家庭全戸訪問事業

子育て世帯の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、全数訪問を実施します。支援が必要な家庭には適切なサービスを提供することで虐待発生の予防を目的としています。	母子保健課
---	-------

⑫子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。	こども相談センター
---	-----------

⑬養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導・助言・援助等を訪問により行います。 今後も、母子保健事業との連携により、要支援家庭の早期把握・早期対応及び継続した支援に努めます。	こども相談センター
--	-----------

⑭子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病、出産、看護、事故、育児疲れ等で一時的に養育が困難となった時、短期間、お子さんを児童養護施設へ預けることができる事業を実施しています。	こども相談センター
---	-----------

⑮妊娠子育て相談

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援（妊婦等包括相談支援事業）を実施します。 支援が必要なかた等には、プランを作成し、継続的に支援を行います。	母子保健課
--	-------

⑩家庭児童相談

子育てに悩んでいる保護者等に児童虐待をはじめ、養育・保健・傷害・非行・生育等、生活全般に関する相談・支援を実施します。 また、要保護児童等については、関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」により支援内容を協議し、適切な支援に努めるとともに、同協議会のネットワークにより、教育・医療・福祉・保健・地域等の連携を図り、児童虐待の予防に努めます。	こども相談センター
--	-----------

(2) こどもの生活支援

①柏市子ども・子育て支援複合施設中高生の広場

中高生世代のこどもに自主的な活動及び交流の場を提供することにより、中高生世代の健全な育成を図ります。	生涯学習課
---	-------

②柏市子ども・子育て支援複合施設本の広場

小学生を中心に未就学児から中学生までが、自由に本を読んだり、遊んだり、おしゃべりができる居場所として、子ども・子育て支援複合施設4階に「本の広場」を令和6年12月より開設しています。	図書館
--	-----

③児童センター

就学前のお子さんと保護者のつどいや学びの場、18歳までのこどもの健全な遊びや、地域のかたがたとのふれあいの機会の提供を行います。 遊びや講座などを通じて、乳幼児家庭の孤立防止や、児童の見守りの連携に取り組んでいきます。	子育て支援課
---	--------

(3) その他の生活支援

①市営住宅子育て世帯向け期限付入居制度

40歳以下の夫婦と小学校6年生以下のこどもを含む世帯を対象に、最長15年間の期限付き入居制度を実施しています。 今後も制度の拡大等、必要に応じて事業の見直しを検討します。	住宅政策課
---	-------

②市営住宅へ入居する際の優遇措置

母子世帯及び父子世帯に対して、市営住宅の抽選時に当選確率を高める優遇制度を実施しています。	住宅政策課
---	-------

③住居確保給付事業

離職から2年以内で住宅を喪失又は喪失のおそれのあるかたに、収入状況等により生活保護の住宅扶助基準の範囲内で家賃相当額を有期で支給し、就労機会の確保や常用就労移行による増収等、生活の安定を図ります。	生活支援課
--	-------

④こどもの居場所活動への支援

こども食堂等の団体に関する情報を柏市のホームページへ掲載するなど周知活動に関する支援を行います。 また、個人や団体から寄附を受けた食材等を、市内のこどもの居場所活動団体に配分することで、各団体の活動を支援します。	こども福祉課
--	--------

⑤ひとり親家庭等に対する自立支援

ひとり親家庭等については、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保支援」、「経済的支援」「相談支援体制」を柱とした総合的な施策を引き続き推進します。 また、母子・父子自立支援相談事業として、ひとり親家庭等の抱えている経済的な問題、職業能力の向上、就業についての相談、その他生活全般に関する相談等、自立に必要な相談・支援を行います。	こども福祉課
---	--------

⑥生活困窮者自立支援制度による自立支援

生活困窮及び生活困窮に陥るおそれのある世帯に対し、自立支援相談員が総合的、包括的、伴走型で自立に向けた相談支援及び就労支援を行う自立相談支援事業を実施します。 また、収入はある程度得ているものの、収支のバランスが崩れていることなどにより生活困窮に陥っている場合は、家計相談支援員が収支の改善並びに債務整理等の支援を実施します。	生活支援課
---	-------

⑦生活保護受給世帯に対する自立支援

生活保護受給中の世帯については、ケースワーカーによる計画的な訪問、生活需要等の検討を行うとともに、援助方針に沿った支援及び社会保障、公的貸付制度、福祉給付、福祉サービス等の他法他施策や扶養義務者並びに生活保護受給者自身の稼働能力等あらゆるものを活用するなどして、生活的、社会的、経済的な自立を支援します。	生活支援課
--	-------

施策3 就労の支援

就労に困難を抱えている保護者は複合的な課題を抱えていることが多く、関係機関との連携によるきめ細やかな支援を行うことで、就労に結び付けていきます。

また、ひとり親世帯等が安心して子育てと仕事を両立し、自立した生活を送ることができるよう、個々の状況に合わせた就労支援や自立支援事業の活用促進を図ります。

(1) ひとり親家庭等に対する就労の支援

①母子・父子自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭等の親の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取り組み等の状況を聞き取り、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより自立目標を設定した上で、ニーズに応じた生活支援や就業支援等の支援メニューを組合せたプログラムを策定し、就労に結びつけます。 「かしわ就労自立サポートセンター」に常駐しているハローワークの職員と連携して、相談者の状況やニーズに応じた対応を行います。	こども福祉課
--	--------

②就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭に対し、介護職員初任者研修等の就業支援講習会やパソコンスキル（エクセル）を磨く講座を開催し、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得する機会を設けます。 また、講座修了後に利用者へのアンケート調査を実施し、結果や意見を分析し、効果的な事業を検討・企画します。	こども福祉課
---	--------

③自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がないひとり親家庭の親が教育訓練講座を受講する場合、教育訓練経費を助成することで、ひとり親家庭の就業と経済的自立を支援します。	こども福祉課
---	--------

④高等職業訓練促進給付金事業

就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、ひとり親のかたが6か月以上の養成期間を要する国家資格等を取得する際に最大4年間高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給することにより、生活の負担軽減を図ります。	こども福祉課
--	--------

⑤高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格とされる看護師、准看護師、保育士及び介護福祉士等の取得を目指すひとり親のかたに、養成機関在学中（最大３年間）に最大月額５万円を貸し付け、資格取得を促進し、自立の促進を図ります。 なお、市内に在住し、養成機関卒業から１年２ヶ月以内に取得した資格を活かして就職した場合、その職に従事した期間が５年間を満たした場合は返済免除とします。	こども福祉課
---	--------

⑥高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親とその児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講した場合に受講料を支給します。	こども福祉課
---	--------

（２）就労と子育てとの両立に対する支援

①保育所【再掲】

保護者の就労や病気等で、保育を必要とする小学校入学前までの乳幼児を保育します。 ひとり親家庭や生活保護受給世帯については、就職や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、優先的な入所に配慮しています。	保育運営課
---	-------

②こどもルーム【再掲】

保護者が昼間、就労や病気等により保育をすることができない家庭の児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場となる「こどもルーム」を提供し、その健全な育成を図ります。 ひとり親家庭や生活保護受給世帯については、就職や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、児童の優先入所に配慮します。	アフター スクール課
--	---------------

③病児・病後児保育事業

病中又は回復期のこどもについて、保護者の就労の都合などにより家庭における保育や集団保育が困難な場合、看護師・保育士が一時的に保育を行います。	保育運営課
---	-------

④ファミリー・サポート・センター事業

子育てを手助けしてほしい人と、子育てを手伝いたい人をつなぎ、育児を地域で助け合う活動を支援します。 子育てを手助けしてほしい人を「利用会員」、子育てを手伝いたい人を「協力会員」として登録し、支援のニーズや地域に応じて子育ての援助活動が行われるよう、アドバイザーが会員同士をマッチングします。 保育や習い事の送迎などの援助を行うことで、地域のかたと共に就労と子育ての両立支援を行います。	子育て支援課
---	--------

(3) 生活困窮者等に対する就労支援

①生活困窮者に対する就労準備支援事業

生活困窮及び生活困窮に陥るおそれのある世帯の世帯員が、「生活リズムが崩れている」、「社会との関わりに不安がある」など就労に向けた準備が整っていない場合は、就労に向けた準備として日常生活自立の訓練から社会生活自立を目標とした訓練を行って一般就労へ導きます。	生活支援課
--	-------

②就労支援事業

稼働能力を十分に活用できていない生活保護受給者に対して、専門的に就労を支援する職員（就労支援相談員）を配置し、個々の能力、適性等に応じたきめ細やかな支援を実施し、能力に応じた就労の実現を目指します。 「かしわ就労自立サポートセンター」のコーディネーターと連携しながら、効果的な就労支援を実施していきます。	生活支援課
--	-------

③就労自立給付金事業

生活保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たこと等により保護廃止に至った際に、その仮想的に積み立てた資金を支給します。 就労し自立に至った対象者に対しても、短期間での生活保護の再申請に至らないような安定した生活を支援します。	生活支援課
---	-------

（４）就労に関する情報提供の支援

①就労に関する情報提供の支援

ハローワークや周辺各市との連携を深め、就労及び雇用推進に係る情報提供に努めます。	産業政策・ スタートアップ 推進課
--	-------------------------

②障害者等の社会参加、アウトリーチ支援

障害の疑いがあるが障害者手帳未取得者やひきこもりのかた、障害者手帳を取得しても支援機関につながっていないかた等を対象にした社会参加及びアウトリーチ支援を行います。オンライン相談では対面せずにメタバース空間で相談ができます。また、関係機関との情報共有等を行い、今後はアウトリーチにより力を入れて支援の拡充を図ります。	障害福祉課
---	-------

③若年者就労支援事業

国の「地域若者サポートステーション」と連携し、臨床心理相談、各種プログラムを行います。中間的就労支援として軽作業や体験就労を実施し、個々の状況に合わせた継続した支援を行います。	産業政策・ スタートアップ 推進課
--	-------------------------

施策4 経済的支援

支援が必要な世帯に、経済的な支えとなる児童手当をはじめ、各種手当や貸付、助成などの経済的支援を行うほか、経済的支援体制の充実を図ります。

(1) 子育てに関する経済的支援

①児童手当

児童を養育している家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長を図るため、当該児童の養育者に手当を支給します。 国の制度拡大に伴い、令和6年10月分から、所得制限を撤廃し、支給対象年齢を18歳到達後の最初の年度末までの高校生年代までに延長しています。また、支給回数を年3回から年6回に増加しています。	こども福祉課
---	--------

②こども医療費助成

こどもの保健対策及び子育て支援の充実のために、高校生相当の年齢までの児童を対象に、保険診療分の医療費を助成します。市民税所得割非課税世帯に該当する場合は、自己負担金の全額を助成します。	こども福祉課
--	--------

③小児インフルエンザ予防接種の費用助成

子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、発病及び重症化の予防を図るため、生後満6か月から小学6年生までのこどもを対象とした小児インフルエンザ予防接種の一部費用を助成します。	健康増進課
---	-------

④多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減

多子世帯の保育料負担の軽減を図るため、令和7年4月からこどもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子は半額、第3子以降は無償化しています。また、年収約360万円未満世帯のひとり親世帯等の保育料を、第1子は半額、第2子以降は無償化しています。	保育運営課
--	-------

⑤第3子以降の学校給食費の無償化

扶養上の第3子以降のうち、市立小中学校に在籍する児童生徒について、学校給食費を無償化します。なお、認定された児童生徒のうち、アレルギー等により給食の提供を受けられない場合は給食費相当額を補助します。	学校給食課
---	-------

⑥制服バンク

卒業等で不要になった市内公立中学校の制服を譲り受け、提携しているクリーニング店を介し、就学援助を受けられている世帯等へ譲渡します。	学校教育課
---	-------

⑦幼児教育の無償化

幼児教育の発展及び幼児教育の機会の均等化を図ることを目的として、私立幼稚園に在園する園児の入園料及び保育料を減免することで、保護者の経済的負担を軽減します。	保育運営課
--	-------

⑧こどもルームの保育料軽減

入所児童世帯が生活保護、就学援助、市民税非課税・均等割のみ課税世帯に該当する場合は、経済的負担の軽減を図るため、保育料の全部又は一部を減免します。	アフター スクール課
---	---------------

⑨児童扶養手当

離婚や死別などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育されている家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るために手当を支給します。 国の制度拡大に伴い、令和6年10月分から、所得制限を緩和し、第3子以降の加算額を第2子と同額に増額し、ひとり親家庭等への経済的な支援を拡充しています。	こども福祉課
--	--------

⑩ひとり親家庭等医療費等助成

経済的に厳しい環境にあるひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るとともに、安心して必要な医療が受けられるよう、ひとり親家庭の児童及び養育者が保険診療や調剤を受けた場合、その自己負担額の一部又は全部を助成します。	こども福祉課
--	--------

⑪ファミリー・サポート・センター利用料助成

ひとり親家庭等の就労支援と育児の負担軽減を図るため、所得が基準額以下のかたが、かしわファミリー・サポート・センターを利用した場合に、利用料の半額を助成します。	こども福祉課
---	--------

⑫遺児等養育手当等

病気や交通事故などにより、両親又は父母のいずれかを亡くされた市内に在住する義務教育修了前の遺児を扶養しているかたに対し、手当等を支給します。	こども福祉課
--	--------

⑬母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭等の経済的自立支援やこどもの福祉の増進を図るため、こどもの進学や親の技能習得等のための資金の貸付を行います。	こども福祉課
--	--------

⑭妊婦のための支援給付

妊娠・出産に伴う、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用者負担軽減を図ることを目的に、妊婦のための支援給付を行います。	母子保健課
--	-------

⑮妊婦等に対する初回産科受診料助成

生活保護世帯や市民税非課税世帯のかたの妊娠判定に係る検査費用について助成を行います。	母子保健課
--	-------

(2) 養育費確保の支援

①養育費確保に関する周知

児童が健やかに成長するための養育費の確保について、養育費の取り決めの方法や合意書の記入方法、親子交流の取り決めについて、ホームページやチラシにて周知します。	こども福祉課
--	--------

②養育費等無料法律相談

養育費の取り決めや離婚前に関わることについて、専門的なアドバイスを受けられるよう、弁護士による無料法律相談を実施します。	こども福祉課
--	--------

③離婚前後親支援事業

ひとり親家庭等の養育費確保を促進するため、公正証書等の作成費用及び養育費保証会社との保証契約に要する初回保証料を補助し、ひとり親家庭への経済的な支援を実施します。	こども福祉課
---	--------

(3) 生活の支援

①生活保護

生活保護受給者への経済的支援として、困窮の程度に応じて生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を給付するとともに、自立を支援します。	生活支援課
---	-------

②法外援護事業

生活保護受給者の生活の安定及び福祉の向上の観点から、生活保護法で対応されていないが必要と考えられる修学旅行支度費や、生活保護法の出産扶助で賄い切れない出産料の差額分の一部を支給します。	生活支援課
--	-------

5 成果指標

本計画の進捗状況や効果等について検証・評価するため、国のこども大綱で掲げている指標のうち、本計画に関連する内容について、柏市の数値と目指す方向性を以下のとおり設定します。

No.	指標	R5 こども大綱			
		全国	柏市	方向性	出典
1	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	93.8% (令和4年4月1日現在)	94.4% (令和6年6月)	↗	生活支援課
2	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率	3.3% (令和4年4月1日現在)	2.4% (令和6年6月)	↘	生活支援課
3	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	42.4% (令和4年4月1日現在)	32.4% (令和6年6月)	↗	生活支援課
4	電気料金の未払い経験 (こどもがある全世帯)	5.3% (平成29年)	2.4% (令和6年3月)	↘	柏市子どもの生活実態調査
5	ガス料金の未払い経験 (こどもがある全世帯)	6.2% (平成29年)	2.2% (令和6年3月)	↘	柏市子どもの生活実態調査
6	水道料金の未払い経験 (こどもがある全世帯)	5.3% (平成29年)	3.5% (令和6年3月)	↘	柏市子どもの生活実態調査
7	食料が買えない経験 (こどもがある全世帯)	16.9% (平成29年)	14.0% (令和6年3月)	↘	柏市子どもの生活実態調査
8	衣服が買えない経験 (こどもがある全世帯)	20.9% (平成29年)	18.3% (令和6年3月)	↘	柏市子どもの生活実態調査
9	こどもの生活・学習支援事業の満足度	—	95.0% (令和6年3月)	↗	かしわこども未来学習会アンケート
10	こどもの幸福度について (幸せだと感じる割合)	—	78.4% (令和6年3月)	↗	柏市子どもの生活実態調査

6 計画の推進体制

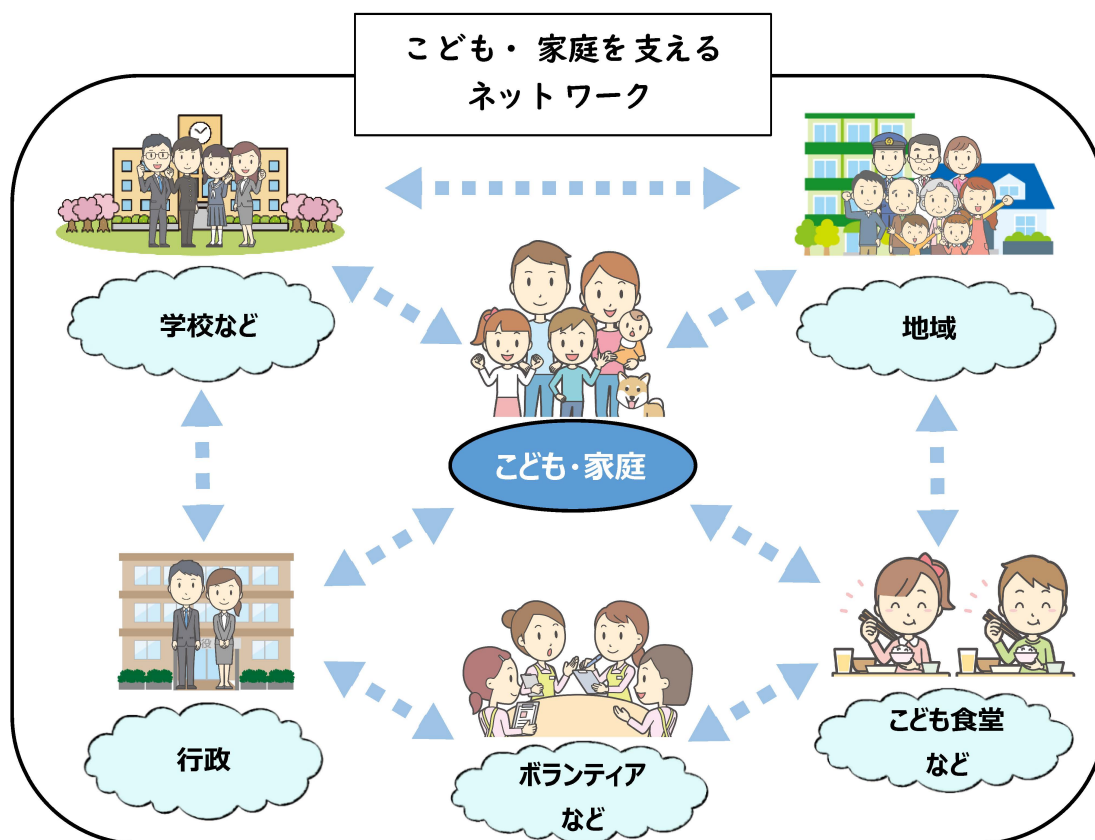
(1) 計画の推進体制

貧困により困難を抱える子どもとその家族が、社会的孤立に陥ることのないよう、地域や社会全体で課題を解決する意識の醸成が必要です。

本計画の推進にあたっては、庁内の関係各課で構成される「かしわこどもの未来応援会議」等において効果的な連携・協力体制を確保します。

市民一人ひとりがこどもの貧困に対する理解を深めるための情報提供を行います。行政をはじめ、民間団体や企業、市民がそれぞれできることから取り組むことで、地域全体で子どもとその家族を支えるネットワークの構築を図っていきます。

また、法令・制度等の改廃などの社会状況の変化や生活困窮世帯等のニーズなどに対応するため、必要に応じて各施策の見直しを行うなど適切な進行管理に努めます。



(2) 計画の評価と検討

本計画における施策の取組状況について進捗管理を行います。また、次期計画の策定に向けて、計画期間中に改めて子どもの生活実態調査を行うことで、計画の効果を検証し評価するとともに、次期計画の策定や未来の取り組みにつなげていきます。